

「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」
マニフェストロードマップ(実行計画)
第1版
(案)



平成25年1月

大東市

～目 次～

■目次	1
■はじめに	
1. めざす姿	2
2. めざす人口	2
3. マニフェスト実現に向けた政策体系	3
4. マニフェストの概要	4
5. 市政運営のPDCAサイクル(イメージ)	5
6. 歳入増加のための施策を進めるために	6
■ロードマップについて	
1. 作成の視点	9
2. 推進にあたって	9
3. ロードマップ一覧表（マニフェスト順）	10
4. ロードマップ一覧表（組織機構順）	11
■本編	
1. 地域を支えるまちづくり	15
1-1 全世代地域市民協議の創設	17
2. 子育て安心のまちづくり	19
2-1 保育所のあり方	21
2-2 子育て支援ネットワークの創設	23
2-3 療育センターの建替え	25
3. 安心して教育が受けられるまちづくり	27
3-1 中学校の完全給食導入	29
3-2 教育目標の設定	31
3-3 公開研修授業の実施	33
3-4 パートナー校の設定	35
4. 災害に強いまちづくり	37
4-1 危機管理本部の確立	39
5. 行政が市民と歩むまちづくり	41
5-1 職員の自覚と責任	43
5-2 コンシェルジュとワンストップサービス	45
5-3 行政の透明化	47
5-4 大阪府・大阪市や近隣市との連携	49
5-5 財政の健全化	51
6. まちのビジョンづくり	53
6-1 JR3駅及びその周辺整備	55
6-2 地域の特性を活かす	57
6-3 法定計画等、第三者委員会により見直し	59
6-4 ひとに優しいまちづくり	61
6-5 産学との連携	63
6-6 新田清掃センター・統合小学校跡地等の 再利用	65
7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	67
7-1 デイワークサービスの創設	71
7-2 高齢者の孤立を防ぐ（孤独死ゼロ作戦）	73
7-3 障害者の就業と住まいの場の確保	75
8. 医療に安心のまちづくり	77
8-1 地域医療との連携	79
■関連資料	81

はじめに

平成24年4月の市長選挙に際して、私が市民の皆様とお約束しました“あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり”は、8つの街づくりの柱と2つの約束からなるマニフェスト（選挙公約）です。

この『マニフェストロードマップ』は、そのお約束を果たすために、平成27年度までに市の各部等が取組むべき事業や制度をお示しし、実効あるものとして着実に取り組んでいくための工程表（実行計画）を明らかにしたもののです。

今後は、市の各部各課等が全力を注いで、ロードマップの実現に向けて取組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

平成25年1月

大東市長 東坂 浩一

1. めざす姿

「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」

本市に住まう人、通勤や通学で本市に通っている人、本市をふるさとに持つ人、すべての人が穏やかで優しい気持ちが自然に湧きあがってくるような大東市。 そんなまちをめざします。

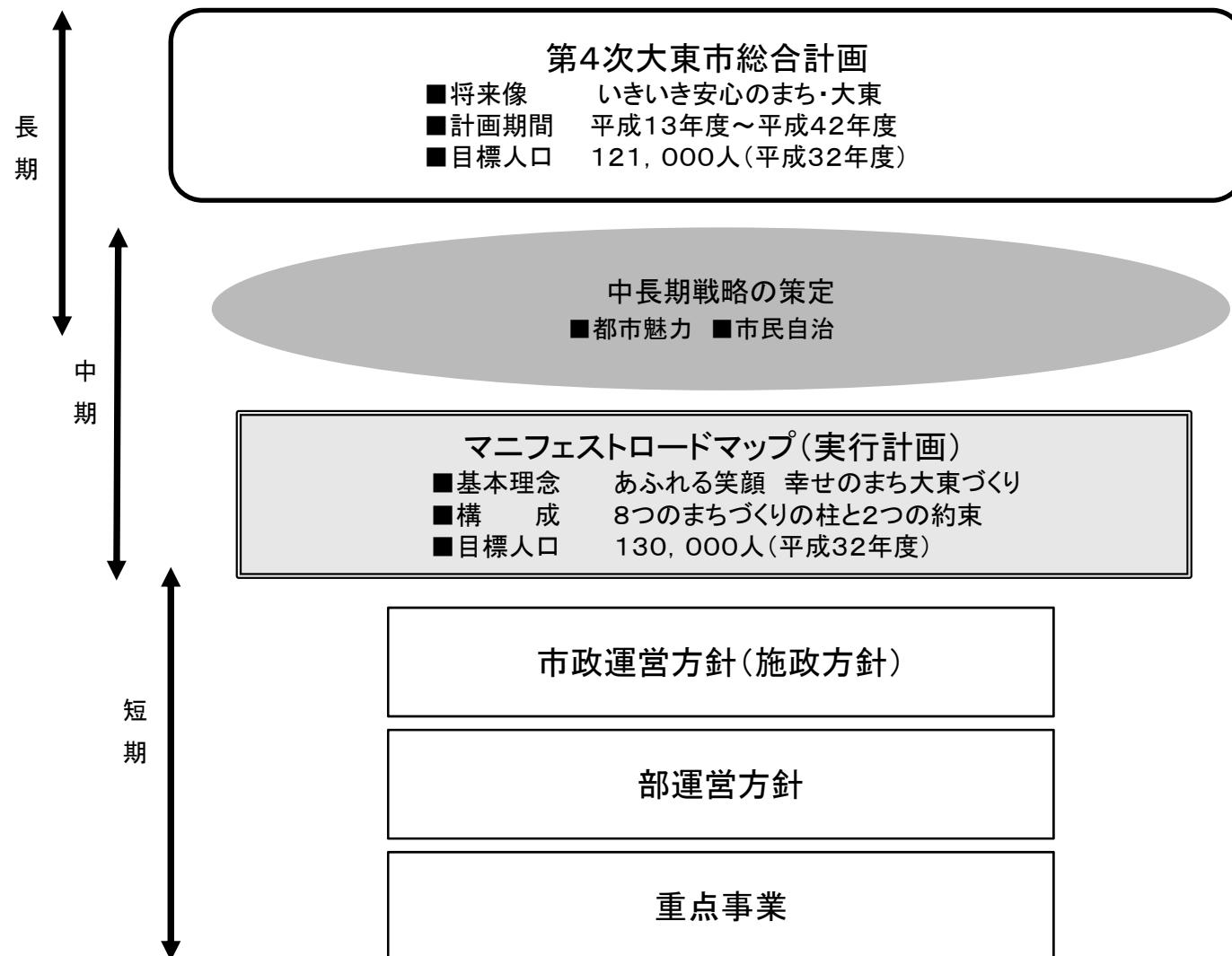
- * 誰もがいつまでも住んでいたいと思えるまち
- * 高齢者が生きがいを持ち、若者が夢を抱けるまち
- * 子育て世代が安心して働き、子どもがのびのびと育つまち
- * 市民と行政が身近に感じあえるまち

2. めざす人口

第4次大東市総合計画で掲げる平成32年度の目標人口は12万1千人となっています。この数字は、人口減少の潮流の中で都市の魅力を高めるまちづくりに総合的に取り組むことで、人口減少をできる限り緩やかにしていくことを企図したものです。

一方、マニフェストロードマップでは、これまでの都市形成の経緯と今日の内外環境の激しい変化の中、市民も行政も既存の考え方や姿勢を一旦見直し、気持ちと発想を新たに“あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり”に向かってまちづくりに邁進していくものとして、人口13万人（平成32年度）を掲げます。

3. マニフェスト実現に向けた政策体系



4. マニフェストの概要（8つの柱と2つの約束）

1. 地域を支えるまちづくり

1-1 全世代地域市民会議の創設

2. 子育て安心のまちづくり

- 2-1 保育所のあり方
- 2-2 子育て支援ネットワークの創設
- 2-3 療育センターの建替え

3. 安心して教育が受けられるまちづくり

- 3-1 中学校の完全給食導入
- 3-2 教育目標の設定
- 3-3 公開研修授業の実施
- 3-4 パートナー校の設定

4. 災害に強いまちづくり

4-1 危機管理本部の確立

5. 行政が市民と歩むまちづくり

- 5-1 職員の自覚と責任
- 5-2 コンシェルジュとワンストップサービス
- 5-3 行政の透明化
- 5-4 大阪府・大阪市や近隣市との連携
- 5-5 財政の健全化

6. まちのビジョンづくり

- 6-1 JR3駅及びその周辺整備
- 6-2 地域の特性を活かす
- 6-3 法定計画等、第三者委員会により見直し
- 6-4 ひとに優しいまちづくり
- 6-5 産学との連携
- 6-6 新田清掃センター・統合小学校跡地に再利用

7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり

- 7-1 デイワークサービスの創設
- 7-2 高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)
- 7-3 障害者の就業と住まいの場の確保

8. 医療に安心のまちづくり

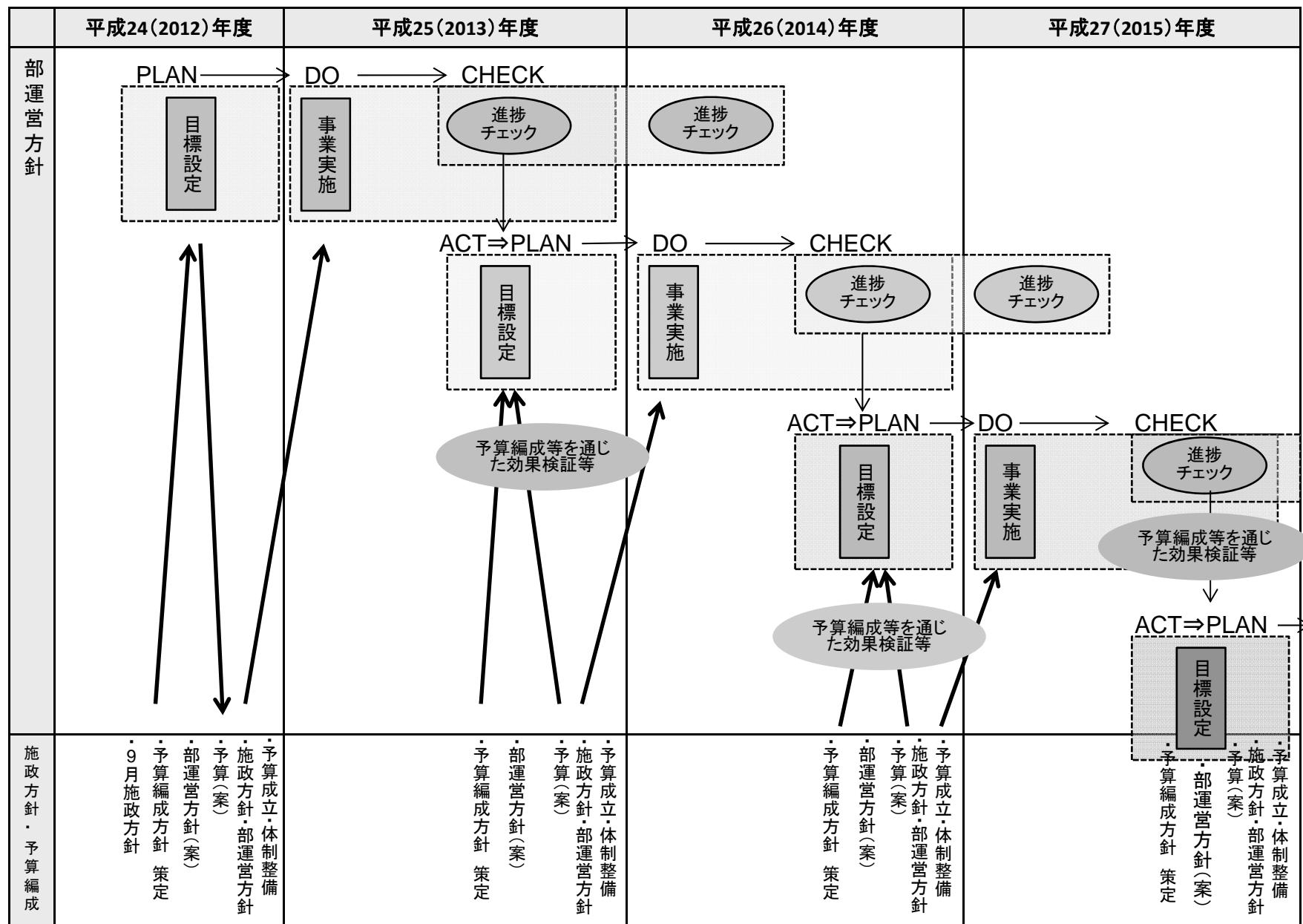
8-1 地域医療との連携

被災地の瓦礫は
安全が確認されない以上受け入れ拒否

市長は報酬3割カット、退職金5割カット
先頭に立った財政改革

※ここでの「マニフェスト」とは、東坂市長が平成24年4月の大東市長選挙時に掲げられた8つのまちづくりの柱と2つの約束を示すものです。

5. 市政運営PDCAサイクル（イメージ）



6. 歳入増加のための施策を進めるために ~マニフェスト「補足」より~

歳入を増やすための施策を進めていかねばと思っています。

やはり、市民の流入と優良企業の誘致が不可欠に思います。

その方向に向かい全てのベクトルは統一されるべきと考えます。

教育の充実や医療福祉の安心は、他市からの移転を検討する時に大変大きな要素です。

市のあらゆるインフラを整備し利便性を高め、これからの中堅な企業を積極的に誘致する必要があると思われます。

固都税の免除や場合によっては市民税の免除も含め、積極的な誘致が望まれます。

し尿処理施設の跡地や子ども発達支援センターの跡地についても、市民の憩いの施設としての環境整備であれ、

売却による住宅や企業の誘致であれ、歳入増加の方向にもつなげなければいけないと考えます。

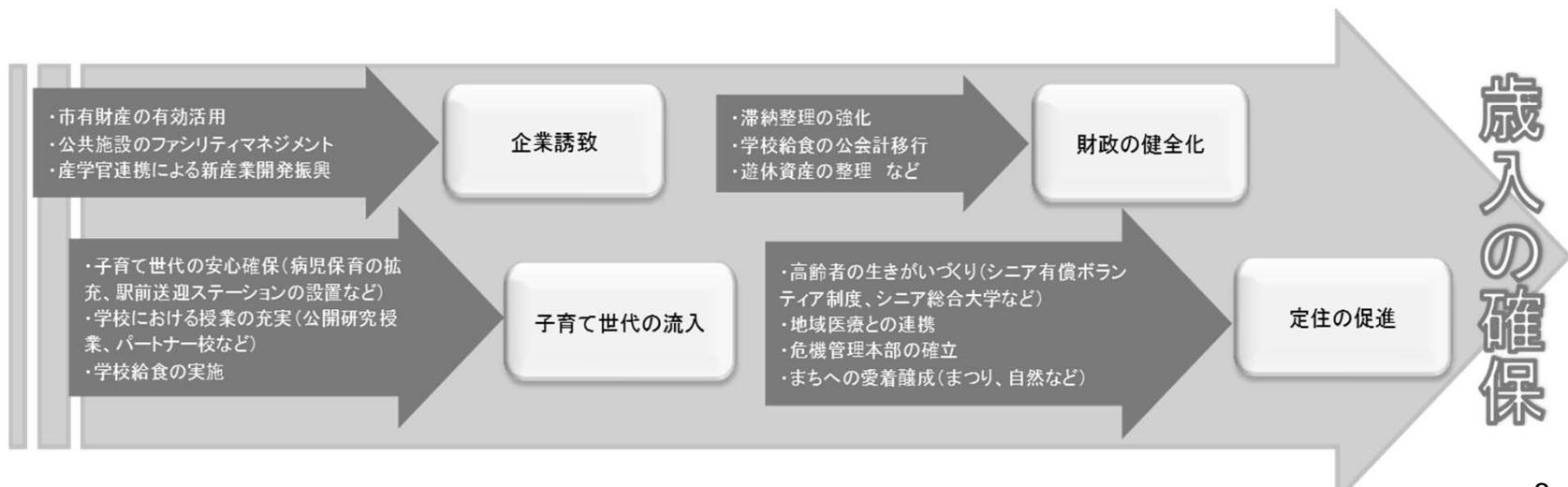
歳入にしっかりととしたビジョンを持つことで、充実した市民サービスを展開することが可能になるのではないかでしょうか。

市営住宅やこれから管理していくことになる府営住宅も、子育て施設や高齢者対応とセットでないといけません。

さらには、本市における企業や商店を育成することも歳入ビジョンには必要です。

そのためには、健全な企業を市内に多く育成する市の明確な方針を打ち出すことが必要だと考えます。

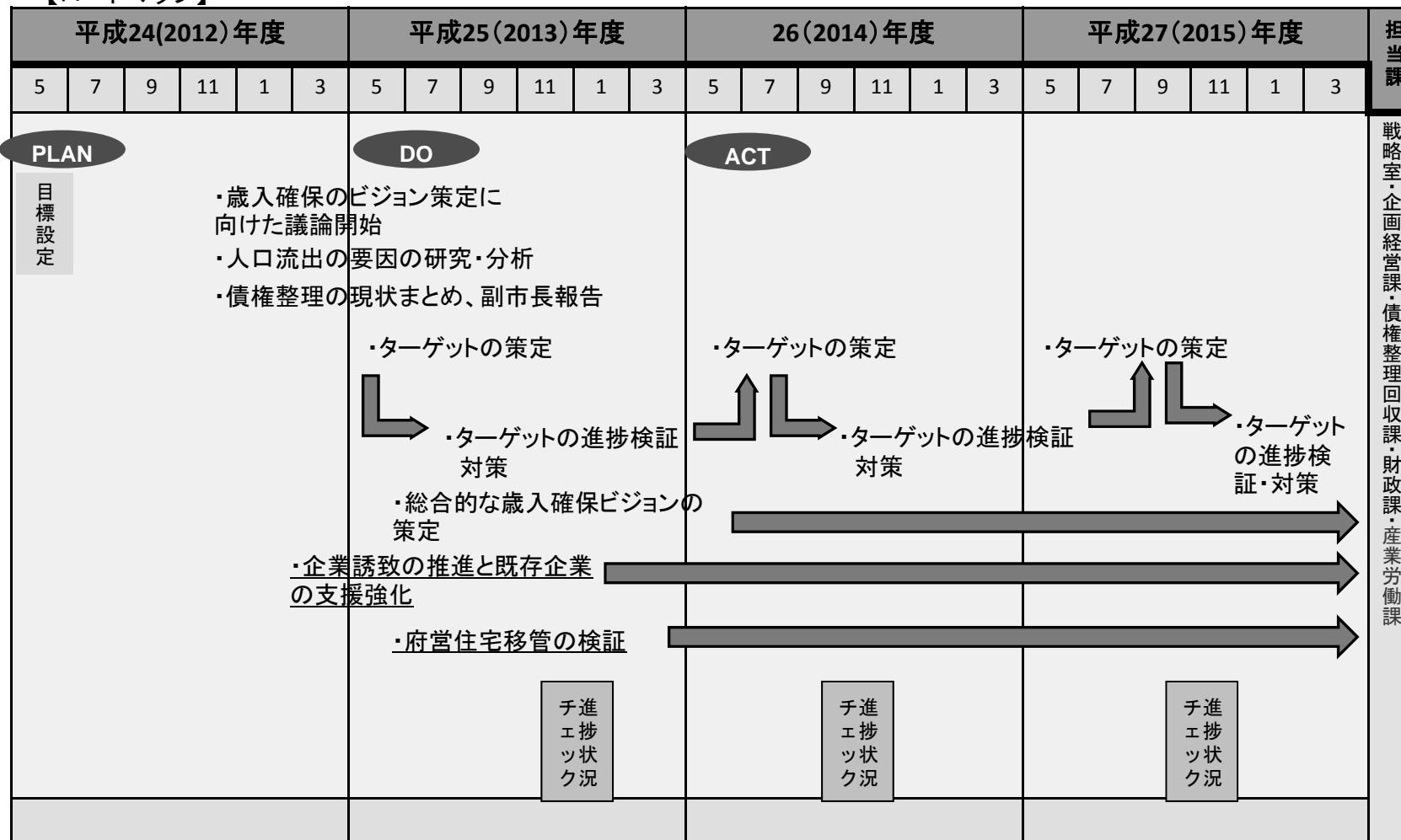
東坂 浩一



歳入の確保 ~人口流入と企業誘致~

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 歳入の確保のビジョン(方針)を早期に策定し、人口流入と企業誘致を軸に8つのまちづくりの柱と連動させる2. 具体的には毎年度年初に歳入のターゲット(目標)を各施策、事業、税、債権等ごとに定める。3. 人口流出に歯止めをかけ、流入へのトレンドを生みだす戦略を策定する。4. 債権整理回収課を中心に税、使用料等の目標を定めるとともに収納強化の指導を徹底する。5. <u>府営住宅の移管についてはメリット、デメリットを検証し、歳入の確保につながる人口流入の視点から判断する。</u>
達成時期	<p>【H24年度中】</p> <ul style="list-style-type: none">・歳入確保のビジョン策定に向けた庁内議論を始める。・H25年度のターゲットを定め、市長に報告する。・人口流出の要因を研究・分析する。・債権整理回収課によって債権整理の現状をまとめ副市長に報告する。 <p>【H25年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・総合的な歳入確保のビジョンを策定する・ターゲットの進捗を常時検証し、効果的な策を講じる・府営住宅の移管について大阪府と調整・協議を進め、H27年度までに判断していく。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・総合的な歳入確保ビジョンの策定・毎年度、歳入のターゲットを明確にして、その進捗を検証し、次なる対策を生みだす。・企業誘致の推進と既存企業の支援強化をすすめる。・府営住宅の移管を本市の総合的なまちづくりに中で検証する。

【ロードマップ】



ロードマップについて

1. 作成の視点

- ◆このロードマップは、平成24～27年度の4年間におけるマニフェストの各政策、施策を着実に実行するための手順、手法やスケジュールを示した「工程表」であり、できるだけ分かりやすく表示することを狙いとして、数字や記号などを用いて記載しています。
- ◆1事業について1項目の実施内容（平成24年～27年度までの事業計画）を示しています。
- ◆全項目について、マニフェストとの対比がしやすいように「マニフェストの政策、施策順」に編集しています。

2. 推進にあたって

- ◆ロードマップの推進にあたり、常にその進捗状況の把握や評価・検証を行うとともに、社会経済情勢の変化や制度の変革、取組みの効果や進捗などに合わせ、柔軟に見直しを図ります。

3. ロードマップ一覧表（マニフェスト順）

政策	項目		所管部等
	NO.	内容	
歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保	戦略室、政策推進部、市民生活部
地域を支えるまちづくり	1-1	全世代市民会議の創設	戦略室、政策推進部、総務部、市民生活部
子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方	戦略室、政策推進部、福祉・子ども部、学校教育部
	2-2	子育てネットワークの創設	福祉・子ども部
	2-3	子ども発達支援センターの建替え	政策推進部、福祉・子ども部
安心して教育が受けられるまちづくり	3-1	中学校の完全給食導入	戦略室、政策推進部、学校教育部
	3-2	教育目標の設定	政策推進部、学校教育部
	3-3	公開研修授業の実施	学校教育部
	3-4	パートナー校の設定	学校教育部
災害に強いまちづくり	4-1	危機管理本部の確立	戦略室、政策推進部、消防本部
行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任	戦略室、政策推進部、総務部
	5-2	コンシェルジェとワンストップサービス	戦略室、政策推進部、総務部等
	5-3	行政の透明化	政策推進部、総務部、監査委員事務局
	5-4	大阪府・大阪市や近隣市との連携	政策推進部、消防本部
	5-5	財政の健全化	(債権整理回収課)、政策推進部、総務部
まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備	戦略室、政策推進部、市民生活部、街づくり部
	6-2	地域の特性を生かす	政策推進部、市民生活部、街づくり部、生涯学習部
	6-3	第三者委員会による見直し	戦略室、政策推進部、街づくり部
	6-4	ひとに優しいまちづくり	総務部、市民生活部、福祉・子ども部、街づくり部、学校教育部
	6-5	産学との連携	政策推進部、市民生活部、保健医療部
	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用	政策推進部、総務部、市民生活部、街づくり部、学校教育部、生涯学習部
高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設	戦略室、政策推進部、市民生活部、福祉・子ども部、生涯学習部
	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)	政策推進部、福祉・子ども部、保健医療部
	7-3	障害者の就業と住まいの場の確保	市民生活部、福祉・子ども部、街づくり部
医療に安心のまちづくり	8-1	地域医療との連携	戦略室、政策推進部、保健医療部

4. ロードマップ一覧表（組織機構順）

所管部等	政策	事業	
		NO.	内容
戦略室	歳入の確保 ~人口流入と企業誘致~	補足	歳入の確保
戦略室	地域を支えるまちづくり	1-1	全世代市民会議の創設
戦略室	子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
戦略室	安心して教育が受けられるまちづくり	3-1	中学校の完全給食導入
戦略室	災害に強いまちづくり	4-1	危機管理本部の確立
戦略室	行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任
戦略室	行政が市民と歩むまちづくり	5-2	コンシェルジュとワンストップサービス
戦略室	まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
戦略室	まちのビジョンづくり	6-3	第三者委員会による見直し
戦略室	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
戦略室	医療に安心のまちづくり	8-1	地域医療との連携
政策推進部	歳入の確保 ~人口流入と企業誘致~	補足	歳入の確保
政策推進部	地域を支えるまちづくり	1-1	全世代市民会議の創設
政策推進部	子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
政策推進部	子育て安心のまちづくり	2-3	子ども発達支援センターの建替え
政策推進部	安心して教育が受けられるまちづくり	3-1	中学校の完全給食導入
政策推進部	安心して教育が受けられるまちづくり	3-2	教育目標の設定
政策推進部	災害に強いまちづくり	4-1	危機管理本部の確立
政策推進部	行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任
政策推進部	行政が市民と歩むまちづくり	5-2	コンシェルジュとワンストップサービス
政策推進部	行政が市民と歩むまちづくり	5-3	行政の透明化
政策推進部	行政が市民と歩むまちづくり	5-4	大阪府・大阪市や近隣市との連携
政策推進部	行政が市民と歩むまちづくり	5-5	財政の健全化
政策推進部	まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
政策推進部	まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を生かす
政策推進部	まちのビジョンづくり	6-3	第三者委員会による見直し

所管部等	政策	事業	
		NO.	内容
政策推進部	まちのビジョンづくり	6-5	产学との連携
政策推進部	まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
政策推進部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
政策推進部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)
政策推進部	医療に安心のまちづくり	8-1	地域医療との連携
総務部	行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任
総務部	行政が市民と歩むまちづくり	5-2	コンシェルジュとワンストップサービス
総務部	地域を支えるまちづくり	1-1	全世代市民会議の創設
総務部	行政が市民と歩むまちづくり	5-3	行政の透明化
総務部	行政が市民と歩むまちづくり	5-5	財政の健全化
総務部	まちのビジョンづくり	6-4	ひとに優しいまちづくり
総務部	まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
市民生活部	歳入の確保～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保～人口流入と企業誘致～
市民生活部	地域を支えるまちづくり	1-1	全世代市民会議の創設
市民生活部	まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
市民生活部	まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を生かす
市民生活部	まちのビジョンづくり	6-4	ひとに優しいまちづくり
市民生活部	まちのビジョンづくり	6-5	产学との連携
市民生活部	まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
市民生活部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
市民生活部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-3	障害者の就業と住まいの確保

所管部等	政策	事業	
		NO.	内容
福祉・子ども部	子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
福祉・子ども部	子育て安心のまちづくり	2-2	子育てネットワークの創設
福祉・子ども部	子育て安心のまちづくり	2-3	療育センターの建替え
福祉・子ども部	まちのビジョンづくり	6-4	ひとに優しいまちづくり
福祉・子ども部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
福祉・子ども部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)
福祉・子ども部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-3	障害者の就業と住まいの確保
保健医療部	まちのビジョンづくり	6-5	産学との連携
保健医療部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)
保健医療部	医療に安心のまちづくり	8-1	地域医療との連携
街づくり部	まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
街づくり部	まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を生かす
街づくり部	まちのビジョンづくり	6-3	第三者委員会による見直し
街づくり部	まちのビジョンづくり	6-4	ひとに優しいまちづくり
街づくり部	まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
街づくり部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-3	障害者の就業と住まいの確保
消防本部	災害に強いまちづくり	4-1	危機管理本部の確立
消防本部	行政が市民と歩むまちづくり	5-4	大阪府・大阪市や近隣市との連携
学校教育部	子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
学校教育部	安心して教育が受けられるまちづくり	3-2	教育目標の設定

所管部等	政策	事業	
		NO.	内容
学校教育部	安心して教育が受けられるまちづくり	3-3	公開研修授業の実施
学校教育部	安心して教育が受けられるまちづくり	3-4	パートナー校の設定
学校教育部	<u>まちのビジョンづくり</u>	<u>6-6</u>	<u>新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用</u>
生涯学習部	まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を生かす
<u>生涯学習部</u>	<u>まちのビジョンづくり</u>	<u>6-6</u>	<u>新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用</u>
生涯学習部	高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
監査委員事務局	行政が市民と歩むまちづくり	5-3	行政の透明化

1. 地域を支えるまちづくり～市の幹部の地域浸透～

【現状と課題】

◆過去から何度も議論されてきた「定住意識の低さ」

広大な大阪都市圏、その東部地域として京阪沿線の都市群の中に埋没し、本市がアイデンティティを育み、外部へ発信していくような独自の魅力や文化、シンボルの欠いたまま今日に至っているのではないでしょうか。地域資源が数多くあるにも関わらず、そのPRがうまく機能していないということも考えられます。

◆選択肢の少なかった都市化の過程

大阪都市圏の拡大とともに、急速に都市化が進んだ大東。さらに、大水害による復興も加わり、選択肢の少ないまちづくりをせざるを得なかったというまちの成り立ちがあります。

しかし、定住意識に伴う環境価値への市民ニーズの高まり、都市を選ぶ時代の中、今こそ、地域が内包する多様な資源の種にしっかりと目を向け、長期的な視野に立って、まちづくりに立ち向かうべきです。

◆行政そして市民の意識

まちの中では多くの場所でたくさんの人々による様々な活動が行われ、情報も行き来していますが、全体として活かされていないと思われます。その要因として、問題解決のための仕組み、システムの不備などが考えられますが、最も大きな要因は、オール大東としての認識に基づく市民同士、市民と行政のコミュニケーション不足や情報共有への意欲と具体的な機会、場を欠いていることではないでしょうか。もっと、地域社会と市民生活に立ち入ったプラットフォームが必要です。

自治基本条例の制定など市民協働のまちづくりがこれほど語られる時代、大東からも活気のある、大きなうねりとなる動きを生みださなければなりません。

◆市民感覚との乖離

まちづくりの様々な場面で最も問題とされるのは、公共事業におけるプランニングや進め方、公共施設の利用など市民生活に近い所で生じている市民感覚と行政施策や事業の乖離です。

その間を埋めるためには、大東市の職員は、役所の中に閉じこもらず、行政経営のマーケットともいえる実際の都市の中へ飛び込み、そこから施策、事業、サービスの考え方や手法を組み立てていかねばなりません。日頃馴れ親しんできた制度運用や従来業務の踏襲では対応できず、行政の変革があり得るとすれば、ここからしかなしえないほどの多くの発見があるはずです。

行政職員にも市内在住者の比率が減っている現在、公共的事業における職員参加の方法を早急に確立する必要があります。

基礎データ

◆中学校区ごとに見た大東市の現状

- ・東部地域は、高齢化率および高齢者の単独世帯率が高い。また、生徒数も少ない。
- ・特に北条中学校区は、高齢化率が26.16%。最も高齢化率が低い諸福中学校区の18.65%と比べると、7.5ポイントの差。また、65歳以上の独居世帯も全世帯の16.91%を占める。
- ・市の中央部および西部地域は、高齢化率が低く、比較的「若い」地域。

◆地域にある主な団体

- ・区長会
- ・民生委員児童委員
- ・校区福祉員【小学校区】
- ・地域教育協議会（すこやかネット）【中学校区】
- ・自主防災組織【自治会・町内会】

◆本市に事務所のあるNPO法人数

- ・24団体（大阪NPO情報ネットより H24.6現在）

◆地域活動に対する補助事業

・自治区提案型事業

地域が抱える課題等に対する提案事業にかかる費用を市が補助する制度。対象は、本市内の自治区(数地区での連合也可)。補助限度額は、100万円未満。

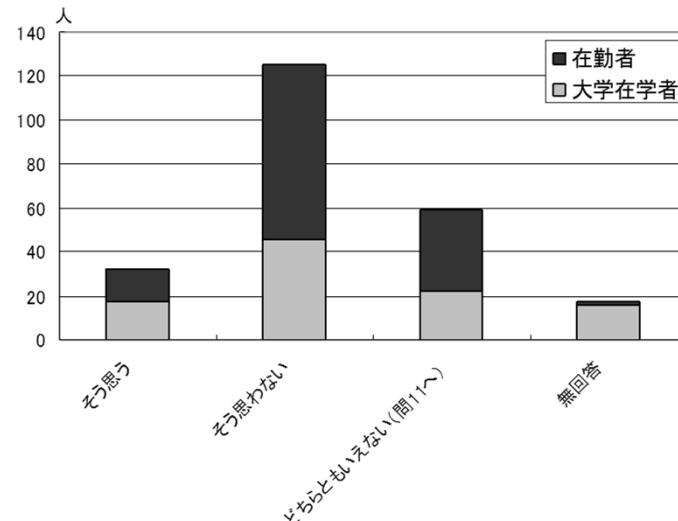
・提案公募型事業 N P O 等の専門性や柔軟性などの特性を発揮したきめ細やかな市民サービスを市と協働で実施。対象は、NPOなど本市で活動している団体等（法人格の有無を問わない）。委託料限度額は、30万円。

中学校区名	人口	高齢化率	世帯数	高齢単独世帯率
南郷	18,384	18.77	7,572	11.01
住道	22,545	20.75	9,999	12.16
北条	11,416	26.16	5,424	16.91
諸福	12,014	18.65	5,276	10.90
四条	12,819	23.51	5,830	14.68
谷川	15,333	19.21	6,326	11.51
大東	11,557	20.88	4,996	12.93
深野	22,107	24.46	9,729	13.57
計	126,175	21.51	55,152	12.86

(市民課資料 H24.5.31現在)

◆大東市の魅力（大東市在勤・在学者アンケートより）

- ・「大東市は住んでみたいくなるような魅力的な都市だと思いますか」という質問に対し、「そう思わない」が半数を占め、「そう思う」は1割強。



(大東市地域活性化方策調査委託業務報告書より)¹⁶

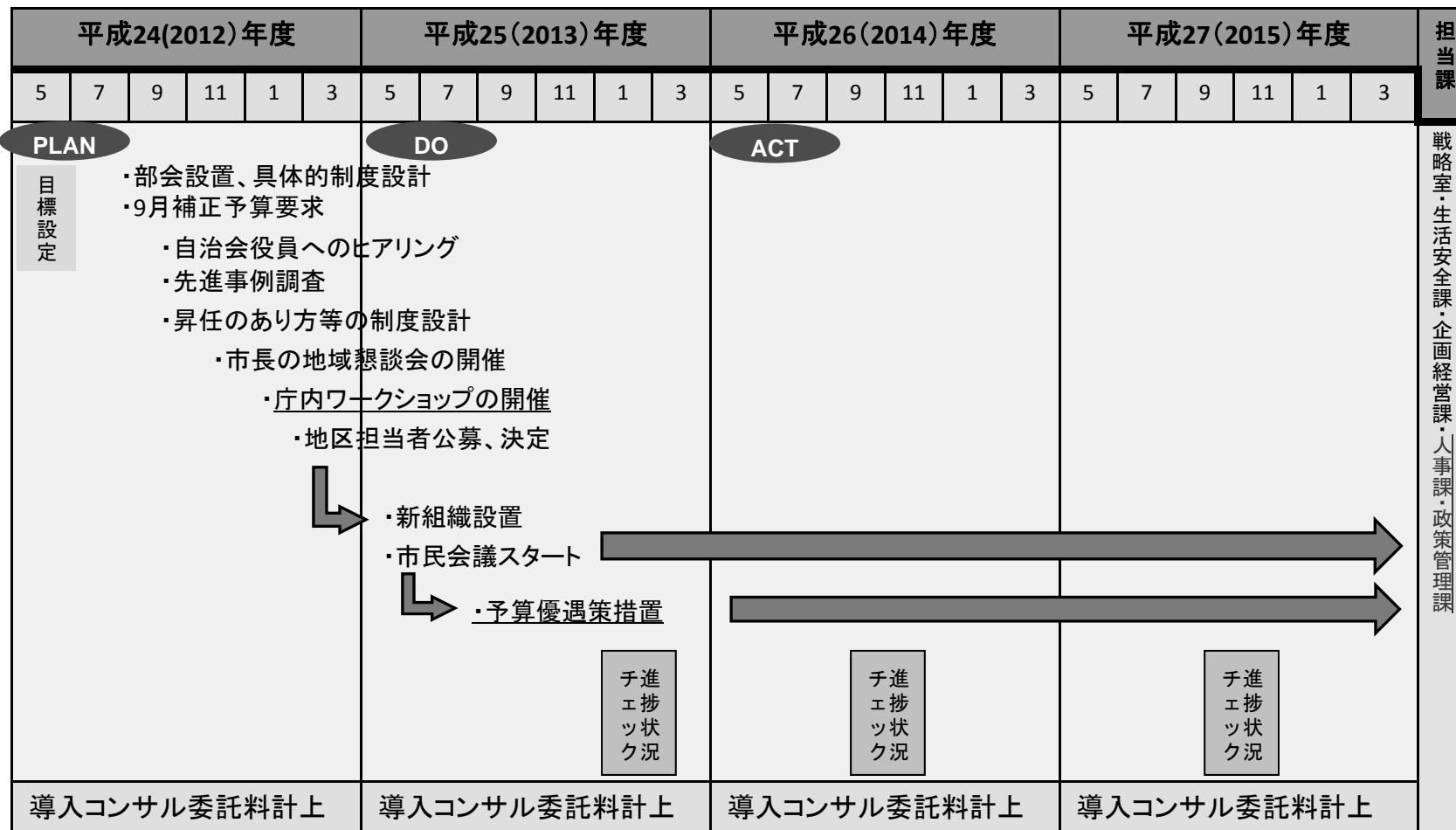
1－1 全世代地域市民会議の創設

【理念・目的】

行政と市民等が同じ立場で議論できる場として、中学校校区ごとにあらゆる世代が参加する市民会議を創設し、定期開催する。このことにより、市民の市政に対する理解とその浸透を促進するとともに、職員の地域理解を深め、地域にきめ細やかな行政サービスを行うことに役立てる。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">導入当初は、まちづくり座談会の発展形やテーマ型活動など小さな動きからスタート。徐々に議論を深めていき、各校区の特性に応じた議論及び意見交換を実施医療・福祉・安全・教育や街づくりなどテーマ別部会の設立などへの動きを誘発。部会員は自治会をはじめPTA、子供会、防犯委員、婦人会やNPO、一般市民、事業者、経済団体などが参加し、広く意見を求めるかたちをとる。8つある中学校区で一斉にスタートし、各校区においての特色など生かし自由に計画を作成し、きめ細かな施策展開を実施市民会議の総会は、年3回、教育などの各部会は随時開催し、市民会議コーディネーターと市長を含む市の幹部は適宜会議に出席市民会議の総会および部会の開催場所は、中学校の余裕教室や自治会公民館などを想定一定の要件を満たした市民会議に対して、事業提案権等の予算優遇策を構築する
達成時期	<p>【H24年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・9月から、関係課等職員による部会を組織し、先進事例調査や自治会役員へのヒアリングなどを実施。・随時、区長会や市議会に制度について協議し了解を得るようにする。・11月頃から実施予定の「市長の地域懇談会」の場等を活用し、市民会議制度について市長が直接地域と議論をする機会を設ける。・ワークショップを開催し、職員の意識醸成を図る。・H24年度中に、市民会議コーディネーターの公募・選任を行う。 <p>【H25年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・4月から新組織による事務局を設置し市民会議を発足。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・コーディネーターの公募・選任・管理職昇格における人事評価制度との関連を整備

【ロードマップ】



2. 子育て安心のまちづくり～子育ての不安や不満の解消へ～

【現状と課題】

◆子ども基本条例 前文より

子どもは社会の宝です。子どもはあらゆる可能性を持ち、そのエネルギーには限りないものがあります。

子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在です。

このような子どもをすべての大人は、この上ない愛情を持って守り育て、社会のルールに反したときには正しい方向に導かなければなりません。そして、子どもに生きることの素晴らしさや、平和な社会を守り発展させていくことの大切さを伝えていかなければなりません。

この条例を策定するに当たって、子どもたちの声を聴きました。

子どもたちは、「社会のルールを守らなければならない。」と言いました。

子どもたちは、「いじめは間違ったことである。」と言いました。

子どもたちは、「みんなが幸せになれる大東市にしてほしい。」と言いました。

大東市は、子どもたちから聴いた声を受け止め、すべての子どもを心豊かで、笑顔の絶えない元気な「大東っ子」に育てることを目標にその実現に全力を尽くします。そして、すべての人が子どもの誕生や成長を喜び、ともに支え合う社会を築くことを宣言して、この条例を定めます。

◆すべての子どもに育みの環境を

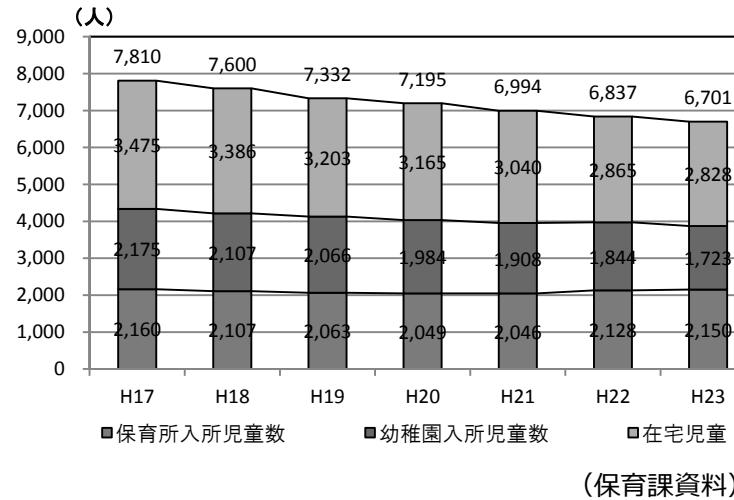
共働きの保護者への公的サービスは保育所をはじめとして用意されていますが、専業主婦や障害児を持つ保護者や父子家庭などへの公的サービスは行き届いていない面がある状況です。データでもわかるように0歳から2歳までは圧倒的に家庭保育が多くなっています。専業主婦でも共働きの保護者でも子育ての悩みに変わりはないはずです。

「子どもは地域の宝」と考えれば、子育て支援は、家族形態や親の就労状況等に関わらず、地域全体で捉えていくべき大切な課題です。

例えば、不登校に陥った子どもも虐待を受けた子どもも障害のある子どもも、その子がいきいき育つ環境が整っていないのであれば、家庭支援の充実や地域の子育て力を向上させていくことで、どんな子どももすくすく育まれる環境に変えていかなければならない。それが、私たち大人の責任です。

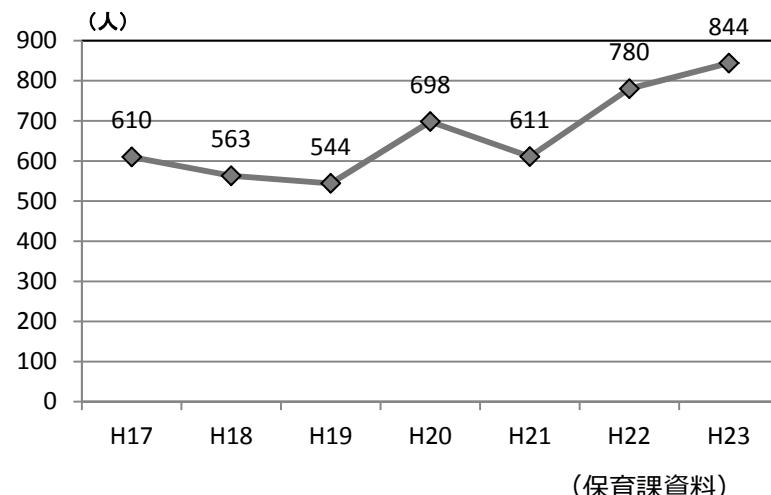
◆就学前児童数と保育所入所児童数の推移

- ・少子化の進展により、就学前児童数は減少傾向
- ・保育所入所児童数は、保育所の整備などもあり、H22は増加
- ・待機児童数は、H21以降ゼロ（H24.4当初3名）



◆病児保育利用者数の推移

- ・病児保育サービスは市内1か所のみ
- ・利用者数は、平成21年以降大幅に増加



◆年齢別施設入所数

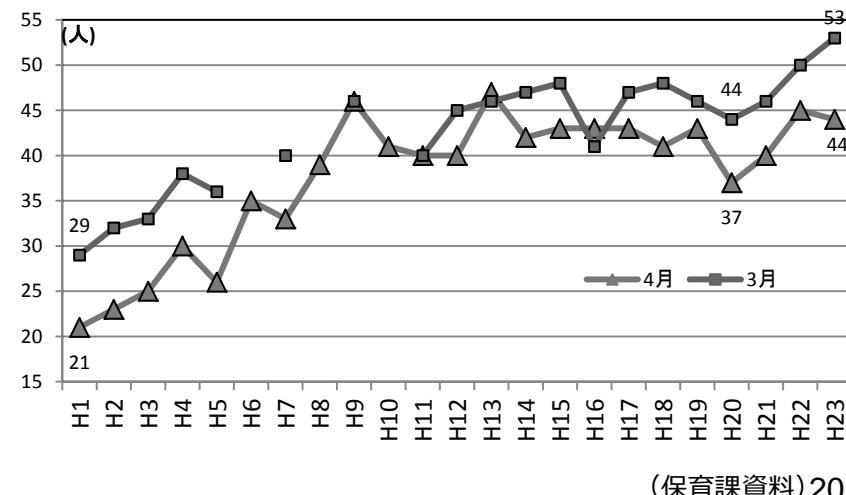
- ・0歳から2歳までの子どもは、在宅児童が多い。

(幼稚園は5月1日現在)	2 3 年 度				
	児童数	保育所(園)	幼稚園	在宅児童	施設入所率
就学前児童数	0 歳	1,069	126	0	943 11.8%
	1 歳	1,062	308	0	754 29.0%
	2 歳	1,107	392	0	715 35.4%
	3 歳	1,182	473	358	351 70.3%
	4 歳	1,178	446	686	46 96.1%
	5 歳	1,103	405	679	19 98.3%
合計		6,701	2,150	1,723	2,828 57.8%

(保育課資料)

◆子ども発達支援センター入所児数の推移

- ・子ども発達支援センターの入所児数は、微増減を繰り返しているが、この20年間では大きく増加



2-1 保育所のあり方

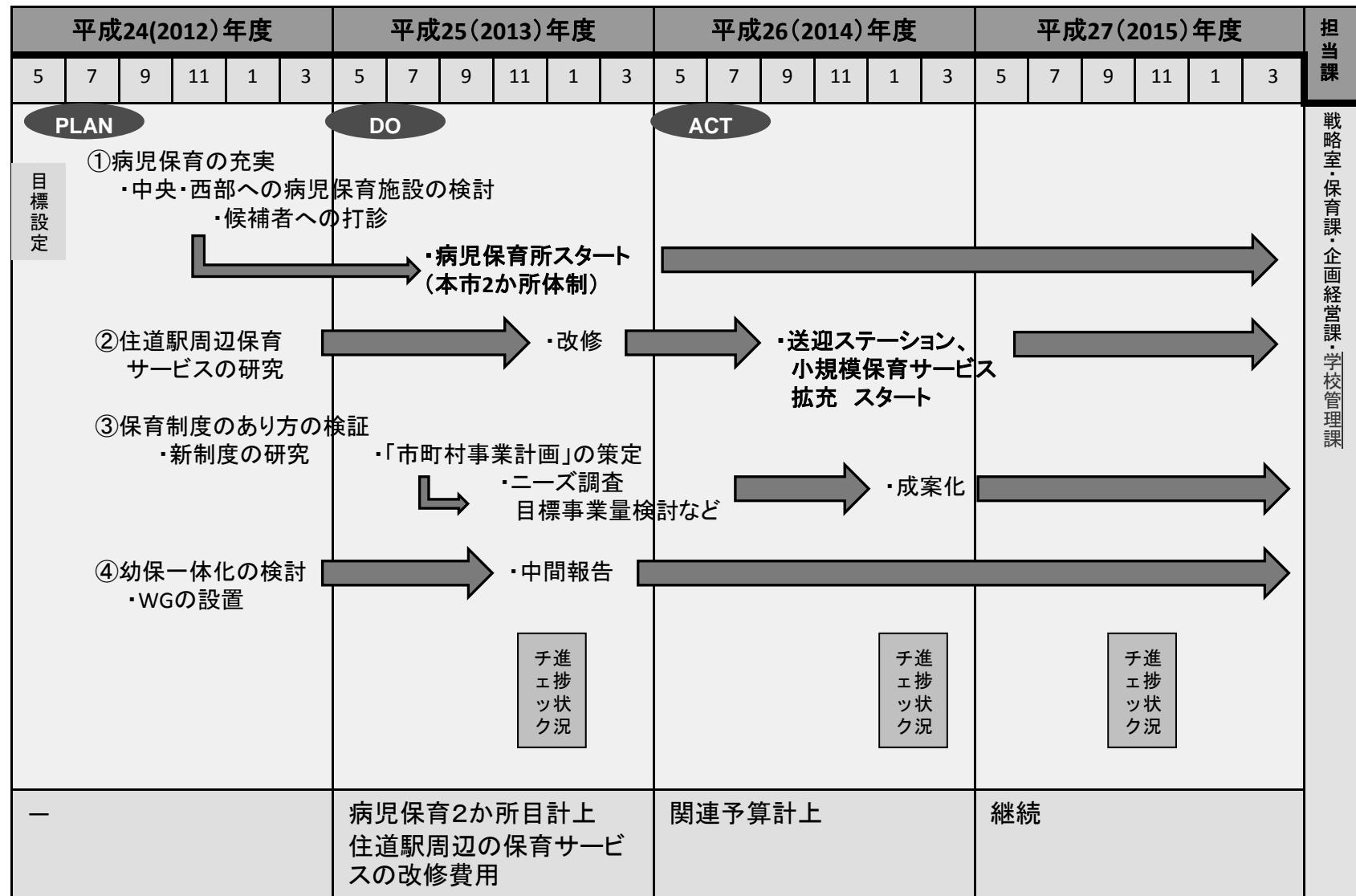
【理念・目的】

公立保育所及び私立保育園相互の保育の質の向上を図るとともに、子どもの最善の利益を前提として、すべての子どもたちのすこやかな発達・成長に重点をおいた積極的かつ継続的な事業を推進する。

- ①保育所については、保護者や地域での保育ニーズの多様化に対応するため、一時保育、延長保育、病児保育等の特別保育サービスの質的充実を図る。
- ②公立保育所は、地域におけるセーフティネットとしての機能を併せ持つ保育所として運営する。
- ③保育所と幼稚園を一体として捉えて運営する幼保一体化に関して、取組み方策を総合的な検討を行った上で実現化する。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 地域におけるセーフティネットとしての公立保育所のあり方について検証→公営維持の理論武装を検討⇒常に保育サービスの牽引役として機能し続ける存在であるか⇨この役割とサービスを民間で可能ならば民営化も選択肢とする2. 今後の保育制度については、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、法定の「市町村事業計画」を策定していく中で、民保連の協力を得て、「保育のあり方研究部会」を立ち上げ、より良い保育の方向性や方策を研究していく3. 障害児保育については、公立保育所が主導的役割を果たすとともに、民間保育園とのノウハウの共有等を行って、実施保育園を拡大。待機児童解消策を強化するとともに、一時預かり、延長保育についてはサービスの質的・量的拡充を検討4. 病児保育については、医師会等の関係機関の協力を得ながら、実施機関の運営基盤の安定化について支援することを前提として、実施機関を拡大5. 幼保一体化については、国の施策実施の方向性を見極め、本市における取り組み方策について公立幼稚園も含めて総合的に検討6. 現時点では、保育士の構成年齢が歪になっているため、年齢を整える保育士の採用を行う。ただし、必要数の最終的な決定については、子ども発達支援センターの検討状況を踏まえて行う7. <u>住道駅周辺の保育サービスについて、小規模保育、駅前ステーションを併せ持つ施設を前提として最適なサービス方法を調査し、早期実施を図る。</u> 文化情報センターの転用やアクロス等の空きスペース活用を視野に検討。
達成時期	<ol style="list-style-type: none">1. H24年10月までに府内論議を終え成案化する。2. H25年度から策定作業を開始し、H26年度中に成案化する。3. 出来るものから早急に取り組んでいく。4. H25年度からの実施に向けて、医師会と調整を図っていく。5. 早急に教育委員会と調整し、当面ワーキングチームを組織化して検討を進める。6. H25年度採用分についてはあくまでも緊急対応とし、行革プランのⅡの見直しの中で整合性を図る。7. H24年度からサービス方法について検討を進める。将来的には、駅前再開発の中で保育サービスの再編を目指す。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・1は、戦略会議において検討し、今後の方向性を決定・2、3は、法定計画である「市町村事業計画」策定の中で具体化していく・「幼保一体化研究ワーキング・チーム」の組織化及び運営・行財政改革プランⅡの見直し

【ロードマップ】



2-2 子育て支援ネットワークの創設

【理念・目的】

子育てに対する不安の解消と、子育て世代が安心して働き、暮らせる環境づくりに全力を挙げて取り組む。

- ①「保育ママ」「育メンネットワーク」の創設をはじめ、子育ての不安や疑問などの質問や相談のできる「子育てサロン」を充実させ、同じ悩みを持つ子育てママの安心につなげる。
- ②社会福祉協議会や主任児童委員と連携した「児童虐待防止ネットワーク」を創設する。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 小規模保育、家庭保育への公的サービスを介在した支援<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センターを中心に、子育てボランティアグループの立ち上げや活動場所を支援し、幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進・こうした活動を通じて、制度が対応していない地域の子育てニーズを発見し、新たな支援事業の企画立案に繋げる・保育ママ制度、小規模保育の導入を検討し、地域事情に応じた保育サービスの充実を図る・育メン養成講座の充実・強化を図るなど、地域での子育てに参加する人の増加を促進2. 行政が実施している子育て支援サービスに関する情報をさらに分かりやすく改編し、充実を図る。3. 子育て支援コーディネーターを育成し、本庁及び子育て支援センターをはじめとする児童関係施設に配置。
時 達 期 成	<ul style="list-style-type: none">・着手できるものは本年中に関係項目について調整して確定させ、H25年度当初予算に関係予算を計上する。・保育ママ制度、小規模保育制度については、新制度の動向を踏まえつつ、制度設計に着手する。
政 策 手 段	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センターの活性化・「育メン講座」の実施及び修了生のネットワーク化の推進・「子育て安心ガイドブック」の充実・「子育てコーディネーター」の育成及び配置

【ロードマップ】



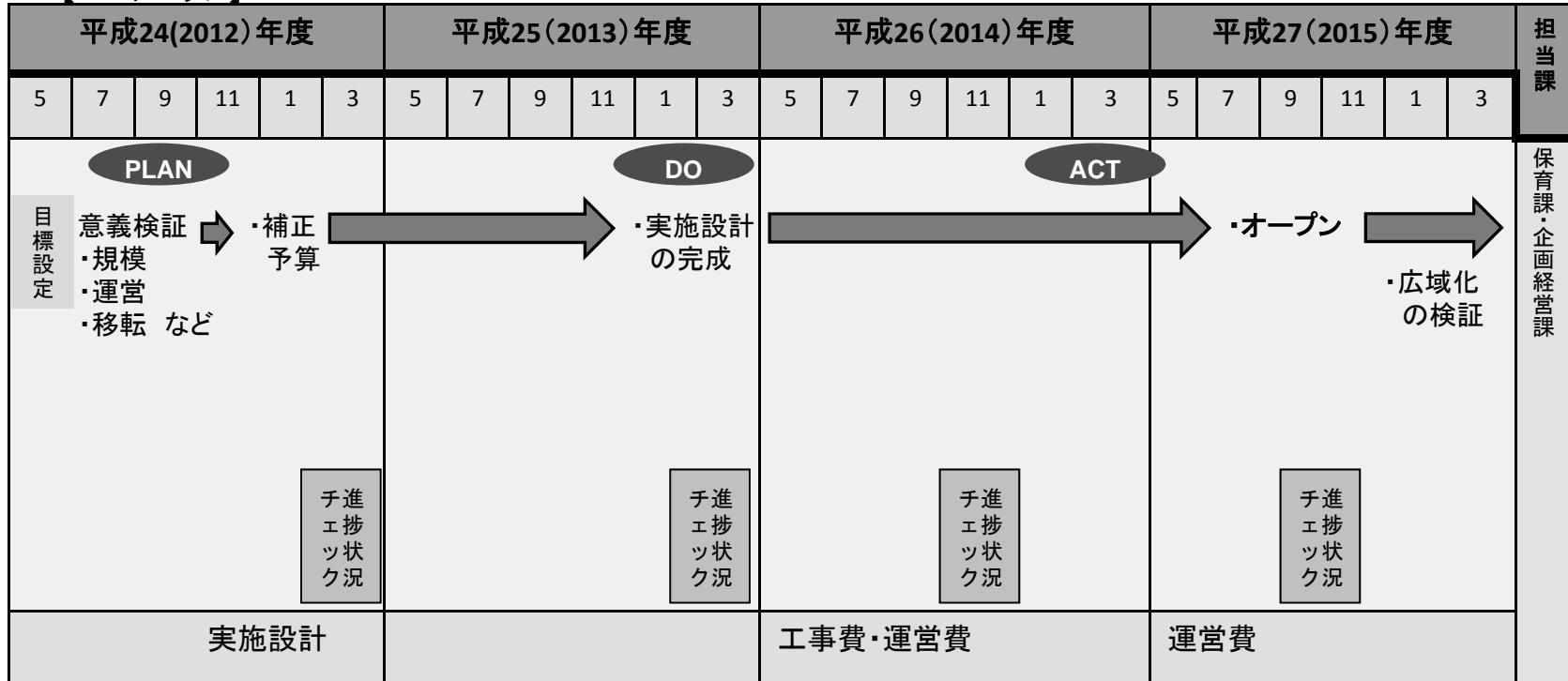
2-3 療育センターの建替え

【理念・目的】

一人ひとりの子どもたちの発達を支援するため、療育内容を充実するとともに、これまで培ったノウハウを生かして、障害を持つ子どもたちやその保護者が安心して療育を受けられる施設としての子ども発達支援センター(療育センター)を早急に建て替える。

目標設定	<ul style="list-style-type: none">現行の子ども発達支援センター建て替え方針を、子どもにとってよりよい発達支援及び保護者の利便性向上の視点、並びに費用対効果の視点も加えて検討する。将来における最適な施設のあり方として、国の制度改正や利用状況等を踏まえ、近隣市とも連携して広域的な施設していくのかについて検証する。
達成時期	<ul style="list-style-type: none">H27年度早期の新設・開所を目標とする。H24年10月までに公設公営の意義を検証し、H24年12月補正に実施設計予算を計上する。H25年度中に実施設計を完成し、平成26年度早期に整備工事に着手する。子ども達の新施設への移動については、子ども達の状況等に配慮しながら順次行うこととするが、状況によっては当分の間、旧施設との併存も考慮する。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">新子ども発達支援センター建設計画の策定新子ども発達支援センター運営方針の決定

【ロードマップ】



3. 安心して教育が受けられるまちづくり～教育再生プログラム～

【現状と課題】

◆大東市教育ビジョンより

大東市教育ビジョンでは、学力調査の結果や児童生徒へのアンケート、教職員・保護者へのアンケートなどから、本市における主な教育課題を次のように整理しています。

1. 自立と協同する力を育む人間関係づくりが必要です。(社会力を高めます)
2. 可能性を追求し、自ら学ぶ力・学び合う力を育む授業づくりが必要です。(人間力を高めます)
3. 学校・家庭・地域社会が協働する教育環境づくりが必要です。(支援力を高めます)

そして、大東のめざす子ども像として、次のように掲げています。

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな身体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友達、家族を大切にし、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって自ら学び続けようとする子ども

◆教育委員会制度の課題

教育委員会は、首長から独立した非常勤の委員による合議制の執行機関であり、これまでも素早い意思決定や当事者意識を持ちにくい、などの指摘がなされ、全国的に様々な議論が行われてきました。

首長から独立しているという点で、政治的な中立が保たれるという一方で、学校現場と教育委員会、あるいは教育委員会と市長部局が相互的かつ効果的に連携しなければ、市としての一体的な教育施策が確保しにくいという側面があります。

◆オール大東で教育に取組む体制

「大東で教育を受けさせたい」と市民が望む学校にしなければなりません。

就学時やマイホームを建てる際、教育が理由で大東から転出していくようなことがあれば、大東市にとって大きな損失です。そういったことにならないためには、保護者や市民から信頼される学校づくりに取り組むことが重要です。

学校教育の根幹は授業です。子どもたちが受ける日々の授業が充実したものとなり、子どもたちが「わかる」、「できる」と感じることができるよう授業を充実させなければなりません。そのためには、日々の授業の質を高めることが重要です。

そして、大東のどこの学校に行っても、同じ質の教育が受けられる体制、つまり教育における「大東スタンダード」の確立が求められます。

また、学校現場と教育委員会が一体となり、教育委員会と市長部局が効果的に連携し、地域の協力を得ながらオール大東で子どもたちの教育に取り組まなければならないのは言うまでもありません。

基礎データ

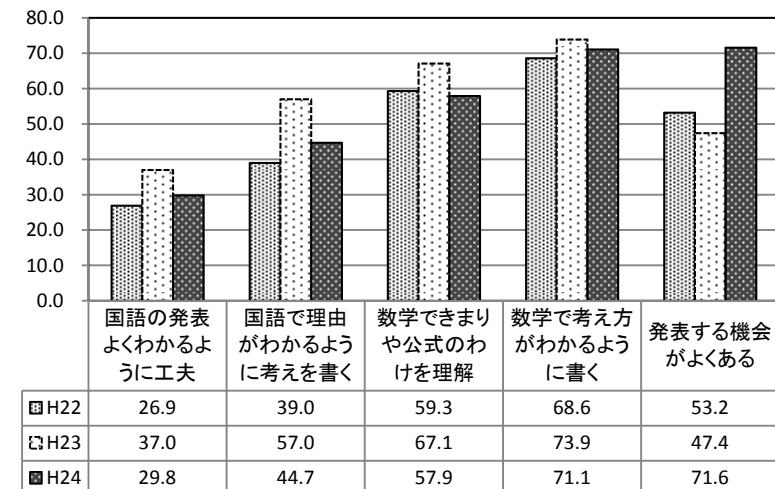
◆平成24年度全国学力・学習状況調査 大東市の概要

- すべての領域について、大阪府と同様の傾向にあるものの、中学校国語B区分問題以外は大阪府の平均正答率を下回っている。

◆授業改善の成果と課題（表1）

- H21年度より取り組んできた「学び合う授業づくり」を通じ、授業改善を実施。
- 「授業で自分の考えを発表する機会がよくある」が増えており、全体的に改善傾向にあるが、引き続き取組みが必要。

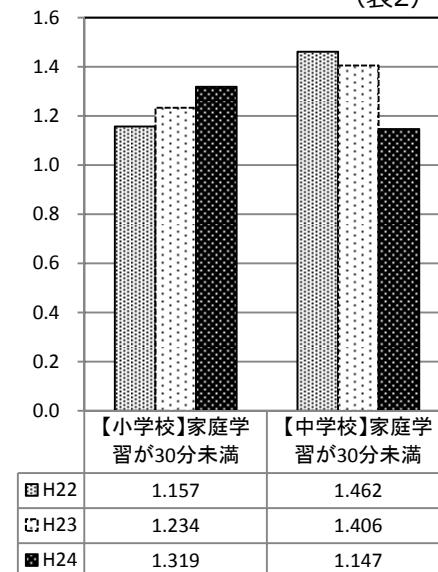
(表1)



◆家庭学習時間（表2）

- 授業以外での「学習時間が30分未満」と答えた児童生徒の割合を大阪府を1として比較すると、小学校は増加傾向であるが、中学校は減少傾向である。しかし、小・中学校ともに、大阪府の数値を上回っている。
- 大東・まなび舎事業として、放課後及び土曜日の自学自習教室などの補充学習に取組んでおり、平成23年度は8中学校522回、のべ6,514名の生徒が参加。（前年度に比べ、125回、450人増加）

(表2)



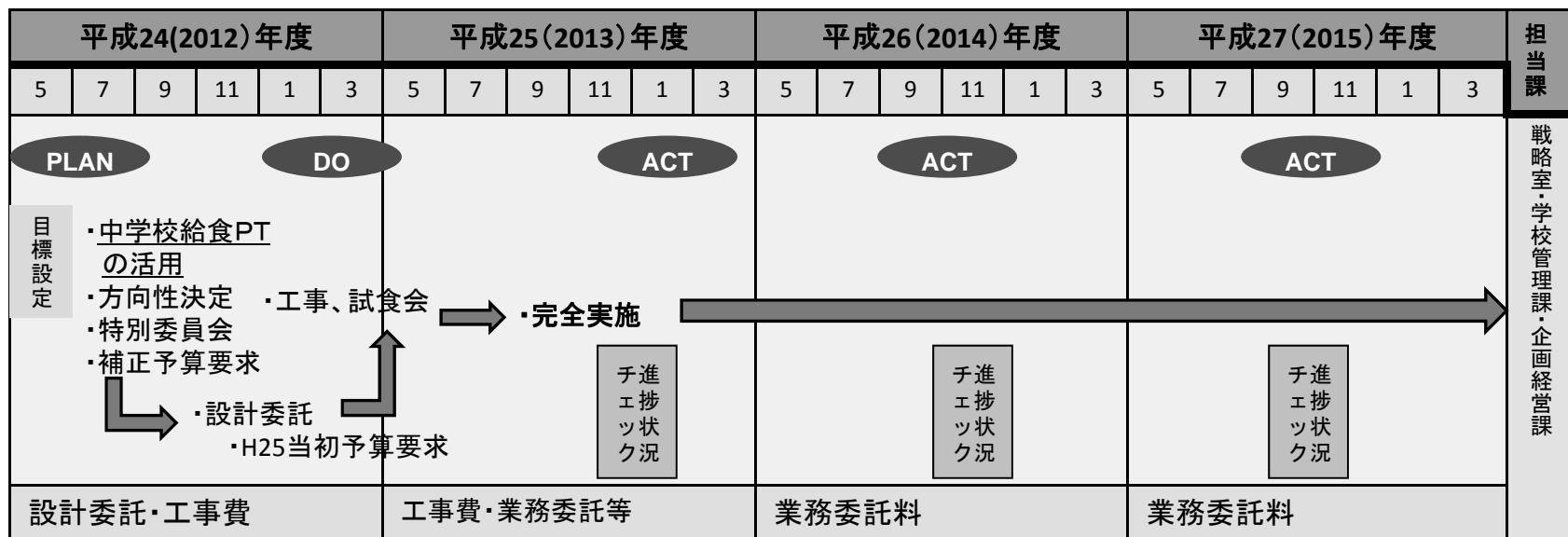
3-1 中学校の完全給食導入

【理念・目的】

- ①安全なものを偏りなく食べるため、最善の給食方式を検討し、早急に完全導入する。
- ②放射能汚染のチェックやアレルギーのチェックを行い、安全安心の食を提供する。
- ③制度設計を早急に進め、平成25年9月の完全実施をめざす。

目標設定	H25年9月実施までの各工程のデッドラインを設定。議会調整や専門家のアドバイスを受けながら進める。安全安心の食のためのチェックを行いながら進める。中学校への規模拡大を契機に公会計に移行し、市直営とし、給付等からの天引きなど徴収の公平性を確保する。
達成時期	・H25年9月に完全実施。 ・H26年4月 小学校もあわせて公会計へ移行する。
政策手段	・学校給食PTを活用し、円滑な実施に向け、計画的に遂行する。 ・専門家のアドバイスを受けながら府内および議会等と調整を行う。

【ロードマップ】



3-2 教育目標の設定

【理念・目的】

- ①学校教育の根幹は充実した授業にあるという認識を共有する。
- ②”学校づくりはひとづくりであり、ひとをつくるのもまたひとである”という認識を共有する。
- ③各学校の実情に合わせて現場からの教育目標をヒアリングし、教育委員会と協議の上、実態に即した教育目標を設定する。

目標設定	<ul style="list-style-type: none">・本市の教育目標について、市長は教育委員会と協議し方向性を定める。・市長部局と教育委員会事務局で「教育連絡会」を立ち上げ、大東の教育のスタンダードを確立し、現場に普及、徹底させる。・教育連絡会は、大東の教育のスタンダードの確立、現場への普及・徹底のみならず、オール大東で校長をサポートする役割りを担うものとする。
達成時期	<ul style="list-style-type: none">・H24年度からだいとう教育改革アクションプランの取組を開始する。・H24年度中に「教育連絡会」を発足する。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・だいとう教育改革アクションプランに示す「大東・学校づくりスタンダード」に基づき、全学校で大東のスタンダードを確立する。・「教育連絡会」を立ち上げ、市長部局とも意見交換・連携を図りながら進める。

【ロードマップ】



3-3 公開研修授業の実施

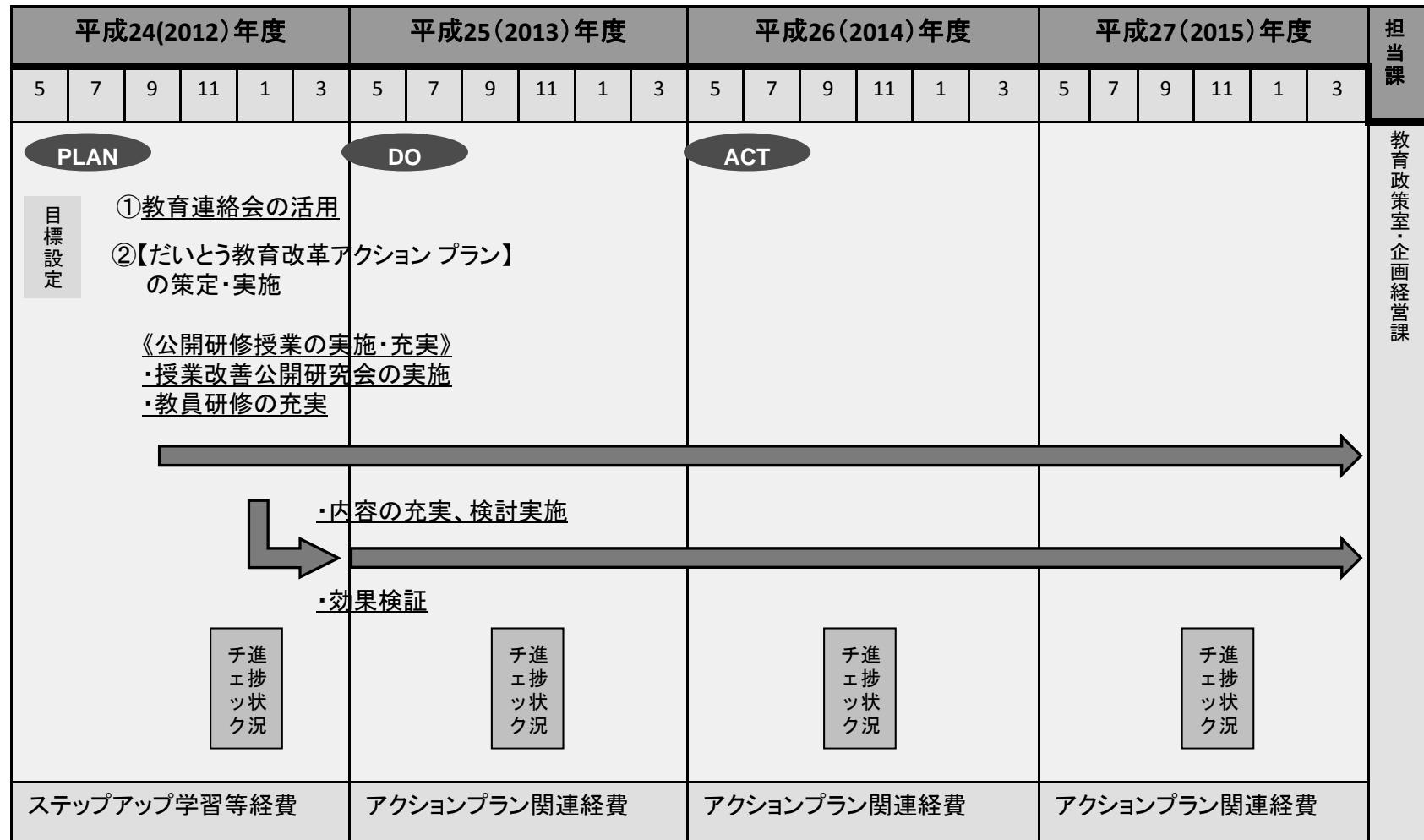
【理念・目的】

個々の教諭の授業スキル向上を図るため、それぞれの学校の優れた能力を持つ教諭による模範授業を公開で行う。

その優れた点を分析し、各教諭の授業に反映できるよう研究と研修を実施する。

目標設定	<ul style="list-style-type: none">優れた授業や取組を全学校で共有するとともに、レベルアップの検証(公開→研究→レベル評価のサイクルをまわす)しながら、授業力向上を図る。
達成時期	<ul style="list-style-type: none">H24年度中にだいとう教育改革アクションプランに基づく「授業力アッププログラム」および「大東・学校づくりスタンダード」をスタート。「授業力アッププログラム」では、モデル研究授業や提案授業・校内研究会などを実施。「大東・学校づくりスタンダード」では、領域別にWGを設置し、取組実践を収集→共有
政策手段	<ul style="list-style-type: none">模範授業を研究し、公開で実施する。どのように授業に活かせたか等の評価を行う。「教育連絡会」を立ち上げ、市長部局とも意見交換・連携を図りながら進める。

【ロードマップ】



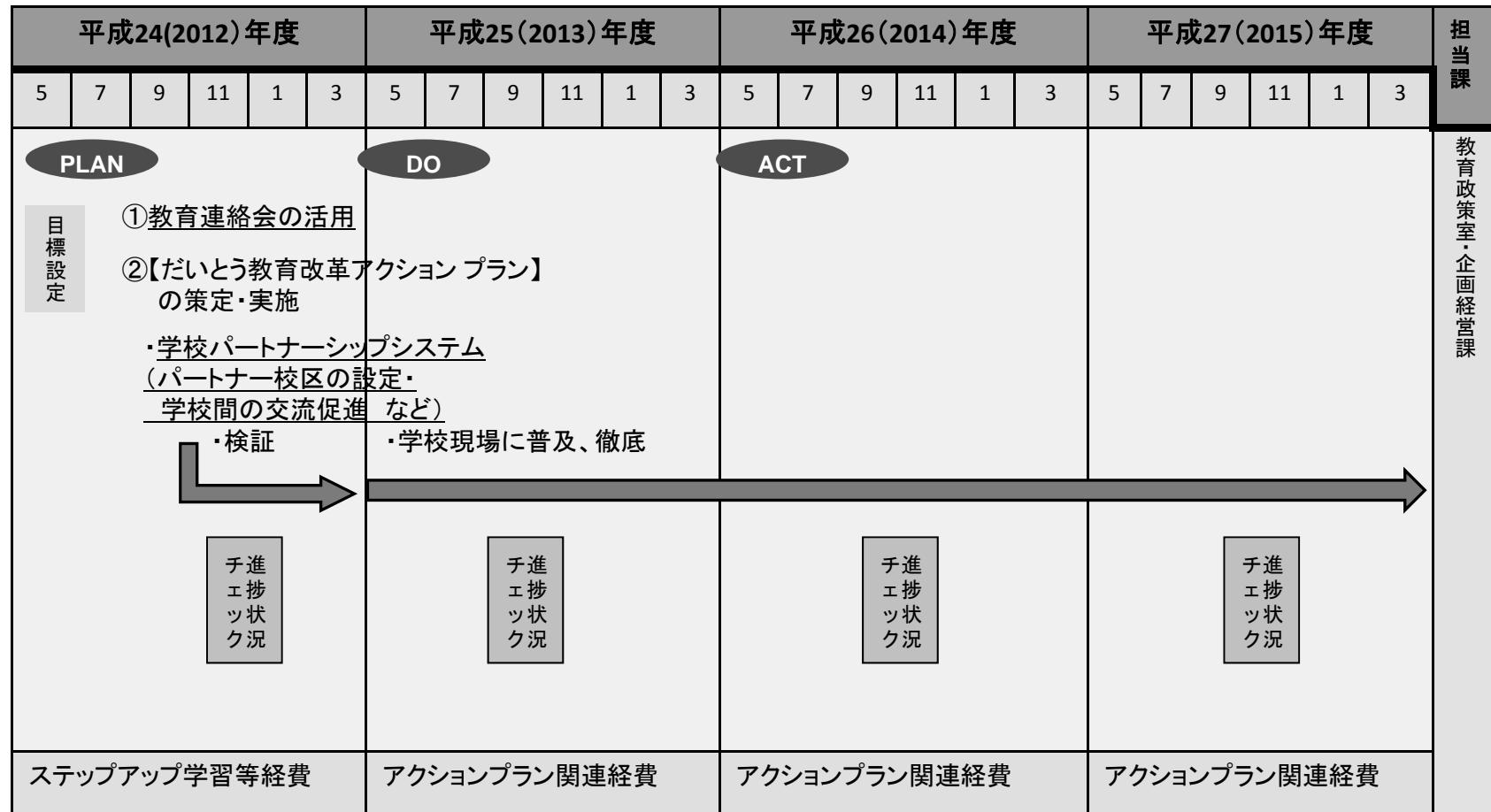
3-4 パートナー校の設定

【理念・目的】

- ①小学校及び中学校に2~3校ずつのパートナー校を設定する。教諭の事故や病気などにパートナー校を含めて対応できることとし生徒・児童・教職員・保護者・地域の交流や意見交換、情報交換を図る。体育祭、文化祭の合同開催や共通テストの実施などをめざす。
- ②パートナー校において、小学校では担任学年毎に教諭グループによる授業改善研究会を行う。中学校では担当教科ごとに教諭グループによる授業改善研究を行う。それぞれの研究内容は公開とし、それに対する市民の意見を受けられるシステムを構築する。

目標設定	<ul style="list-style-type: none">・パートナー校の設定により、学校の枠を超えた学び合いを進める。
達成時期	<ul style="list-style-type: none">・H24年度中にだいとう教育改革アクションプランに基づく「学校パートナーシップシステム」にかかる校区を設定する。・合同研修の実施および合同児童・生徒活動の取組検討などを実施する。・H25年からは、授業改善研究等による学校間の意見交換・情報交換の活性化を図る。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・パートナー校区の設定および合同研修・合同取組を実施する。・パートナー校のグループ設定を行い、学校間での教諭の交流に取り組む。・「教育連絡会」を立ち上げ、市長部局とも意見交換を図りながら進める。

【ロードマップ】



4. 災害に強いまちづくり ~危機管理の一元化~

【現状と課題】

◆総合的な危機管理体制の構築

近い将来に発生が予想される地震等に加え、気候変動による洪水被害の大規模化、テロ対策、鳥インフルエンザ等の新たな危機へ対処するため、十分な危機管理体制を構築しておくことが求められています。

「起っては困ること」を未然に防ぐことは困難ですが、日頃から考え得る出来事の想定を積み重ねることにより、有事の際の被害を軽減することは可能です。

災害等の有事発生直後の対応が、被害の拡大防止や復興への取組に大きな影響を及ぼすとされています。
そのため平時に科学的アプローチによるリスク管理を行い、情報収集や伝達手段の構築、生活物資等の調達体制のシミュレーションの実施、そしてそれらの人・モノ・情報を総合的に管理することにより、効果的に機能する防災体制の構築を図ってまいります。

◆消防・防災の役割と連携の必要性

未曾有の大災害であった東日本大震災でも指摘された“消防”と“防災、いわゆる危機管理”的連携については、阪神・淡路大震災を経験した私たちはよりその重要性を理解しています。

災害対策基本法では、市町村は住民を災害から保護する責務を有しており、消防機関等は、所掌事務を遂行するにあたっては、市町村の責務が十分果たされるよう相互に協力しなければならないとされています。

一方、消防は災害を防除し、被害を軽減することを任務としており、災害対応の実動部隊として責務を果たしています。
(消防組織法)

よって、24時間体制を取り、優れた災害対応機能を持つ消防と、市町村の防災業務を担う危機管理部署が連携し、特に、災害発生時の初動対応を担うことは、防災対応力を強化する上で極めて、有効な対応方策と考えられます。

基礎データ

◆大阪府地震被害想定調査（H19年3月）より 大東市の被害想定

想 定 地 震	①上町断層帯 地震A	②生駒断層帯 地震	③有馬高槻 断層帯地震	④中央構造線 断層帯地震	⑤東南海・南海 地震
建物全半壊棟数	全壊 3,573 棟 半壊 5,366 棟 計 8,939 棟	全壊 13,566 棟 半壊 8,512 棟 計 22,078 棟	全壊 286 棟 半壊 714 棟 計 1,000 棟	全壊 38 棟 半壊 102 棟 計 140 棟	全壊 341 棟 半壊 820 棟 計 1,161 棟
炎上出火件数※	1 (3) 件	11 (21) 件	一 件	一 件	一 件
死 傷 者 数	死者 23 人 負傷者 1,832 人	死者 445 人 負傷者 1,264 人	死者 一 人 負傷者 202 人	死者 一 人 負傷者 28 人	死者 1 人 負傷者 246 人
り 災 者 数	30,937 人	81,010 人	3,521 人	494 人	3,362 人
避難所生活者数	8,972 人	23,494 人	1,022 人	144 人	975 人
ライフライン	停電件数 都市ガス影響戸数 水道断水人口 電話不通	20,879 軒 45 千戸 6 万人 2,441 加入者	47,794 軒 45 千戸 10.9 万人 18,306 加入者	694 軒 — 1.6 万人 1,356 加入者	99 軒 — 0.4 万人 1,356 加入者

1. 想定地震 大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について検討を行い、以下の5断層の地震を対象とした。

・直下型地震

- ①上町断層帯地震
- ②生駒断層帯地震
- ③有馬高槻断層帯地震
- ④中央構造線断層帯地震

・海溝型地震

- ⑤東南海・南海地震

2. 想定地震発生時の条件 冬季の夕刻を基本とする。

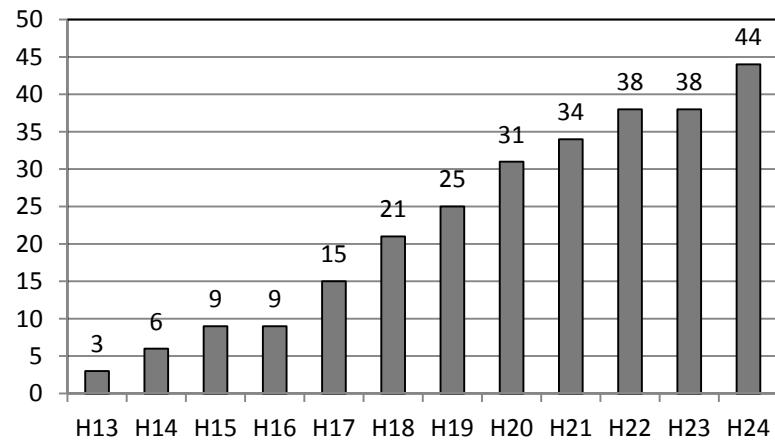
※ 炎上出火件数は地震後1時間の件数。（ ）は1日の件数
死者、負傷者数は建物被害・火災によるものの合計

※ 上町断層帯地震には、上町断層帯地震A(断層帯の北中部で揺れが大きいケース)と上町断層帯地震B(断層帯の南部で揺れが大きいケース)が想定されているが、本市に対する被害が大となるAを掲載した。

(大阪府自然災害総合防災対策検討報告書 資料)

◆自主防災組織の結成状況（結成年度別累計数）

- ・自主防災組織は、年々増加し、平成24年度で44地区で結成されている。
- ・平時より、防災訓練を実施して防災知識の普及に努めるとともに、災害時には、災害情報の収集および避難誘導などの地域に密着した活動が期待されている。



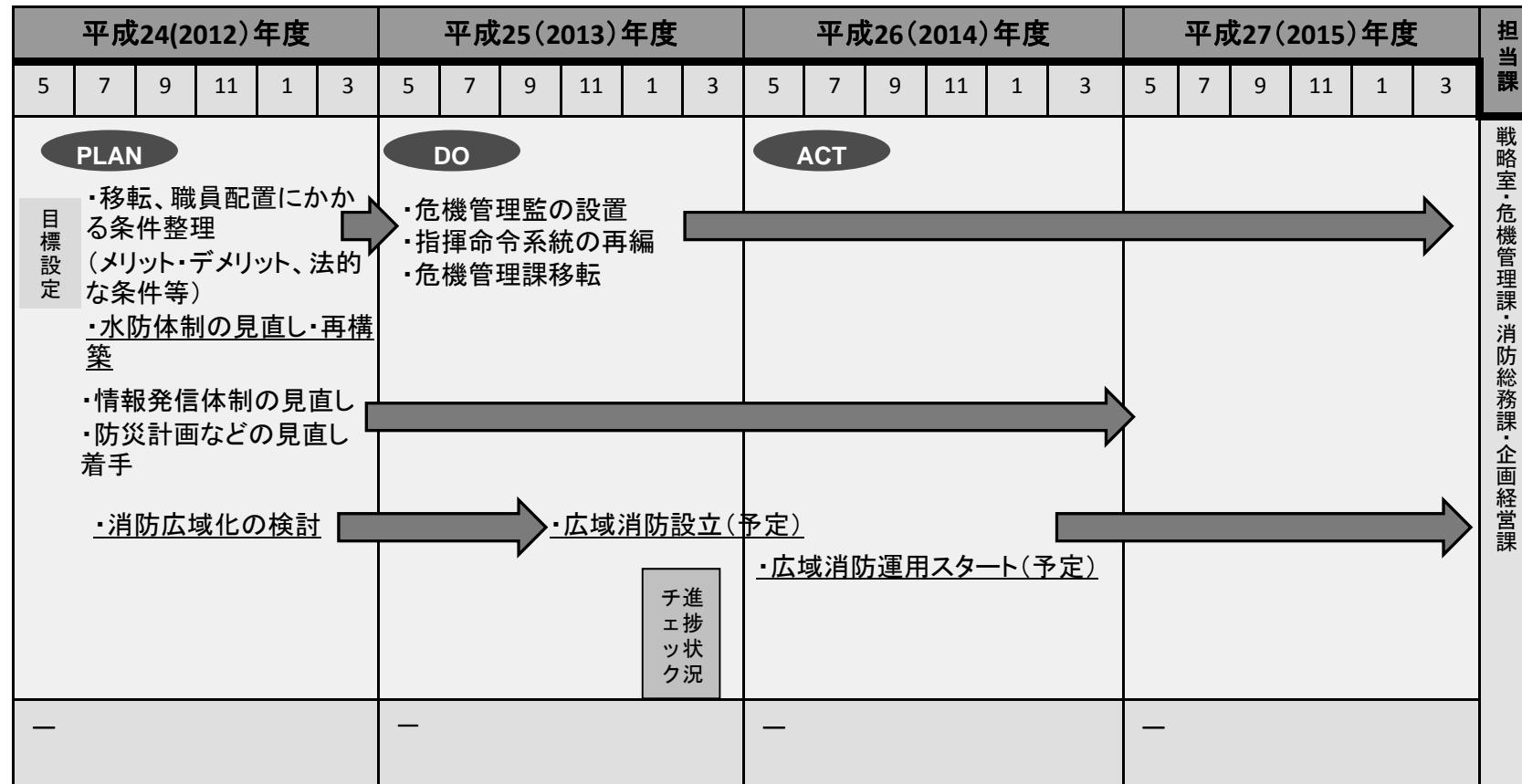
4-1 危機管理本部の確立

【理念・目的】

- ・危機管理本部を消防本部内に設置し、消防と一体となった危機管理の中核とする。
- ・市民への情報発信を的確に行う体制を確立するとともに、地域の防災計画、情報発信、防災訓練、避難所や備蓄の管理について見直す。
- ・危機管理体制やシステムの確立に向けて、より一層大阪府及び警察などとの連携を推進し、広域消防を見据えた総合的な危機管理体制を確立する。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">災害時に対策本部の基盤となる危機管理課を、耐震に課題のある本庁舎・西別館から消防本部内に移設する。消防本部と連携を図り、24時間危機に備える体制を確立する(指揮命令系統の再編)。<ul style="list-style-type: none">・危機管理監の設置・夜間等緊急時には消防本部が窓口となり危機管理課へ伝達する連携体制の強化を図る。・防災行政無線の移転は検証・水防本部は今までとおり本庁で実施するため、体制の見直しを行う。地震等の被害想定の見直しに合わせ、情報発信方法の拡充や地域防災計画の見直しを行う。<ul style="list-style-type: none">・FM放送の活用など情報発信装置の多様化消防の広域化を見据えた検討、準備。
時 達 期 成	<ul style="list-style-type: none">平成24年度に移設についての、詳細検討職員については平成25年4月に勤務箇所の移動を行う。
手 政 段 策	<ul style="list-style-type: none">職員の移動に伴う関係条例の整備水防業務については、市長部局内の職員の勤務が中心となることから、従来どおり本庁内での勤務体制を継続する。なお、これに伴い既存の水防体制の見直し、再構築を行う。

【ロードマップ】



5. 行政が市民と歩むまちづくり～市民とともに歩む行政へ～

【現状と課題】

◆行政の政策形成能力、プロ集団としての意識

まちづくりの恒常的な職業集団である行政は、もっと自負を持って施策や事業の企画・立案、提案に当たるべきです。往々にして明快な判断や結論が求められる議論において、行政の主体性が明確にされずに終わるケースも多いように見受けられますが、これではまちづくりは前に進みません。

地方主権の時代を支える最も大切な要件は、行政の政策形成能力の強弱であり、プロ集団としての明確な選択と判断、その強化に向けての意識改革を進めなければなりません。

公務員に対する厳しい市民の批判はありますが、努力することにより市民に納得してもらえる市政を推進し、本市が“一番の市”といわれるようにならなければなりません。

◆市民への説明責任

基本的に市民参加を求める限りは、立案に当たった行政の説明責任は避けられず、これをどれだけ丁寧に、心を込めて行うかがその後の成功を決めるポイントとなります。

行政計画は、意図するところの素晴らしさに対して、ハード先行・ソフト不足の発想、市民の創造力や参加の可能性についての考慮の少なさ、せっかくの計画であるにも関わらず市民への理解、支援を求める努力の欠如など、全般に行政の広報と説明努力の不足が指摘されます。

これから行政には口先だけの市民重視ではなく、もっと本質的な次元で市民の存在を認識し、何事についてもしっかりした対応姿勢を確立しなければなりません。

基礎データ

◆主な情報発信ツール（現状）

- ・大東市ホームページ
平成23年度セッション（閲覧）数：769,157件
平成24年度4～6月のセッション数：232,830件
- ・大東市報「広報だいとう」…全戸配布

◆パブリックコメント実施状況

- ・437案件 54意見
(平成15年7月～平成23年4月)

◆情報公開制度の運用状況

- ・情報公開請求件数は、年々増加

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
請求・申出件数	53(15)件	85(13)件	157(11)件
請求・申出者数	25(13)件	22(12)件	21(10)件
処理状況	全面公開	23(5)件	27(8)件
	部分公開	20(7)件	51(3)件
	非公開	7(2)件	6(2)件
	取下げ	3(1)件	1(ー)件
公開率	86(80)%	92(84)%	92(100)%

◆業務仕分け結果（平成22年度）

対象事業11案件中

	コーディネーター 仕分け人	市民判定員
継続	3事業	6事業
見直し	4事業	2事業
廃止	2事業	1事業
見直し・廃止同数	1事業	1事業
継続・見直し同数	1事業	1事業

（企画経営課資料より作成）

※公開率 = (全面公開件数+部分公開件数)/ (総公開請求件数-取下げなどの件数)

※（ ）内は、請求および申出のうちの申出に関する数

（平成23年度「情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況」より）

5－1 職員の自覚と責任

【理念・目的】

職員にその責務を再認識させるとともに、行政業務・市民サービスに対し、積極的かつ意欲的に取り組むことのできるシステムの導入と新しい人事評価制度を検討し、早急に実施する。

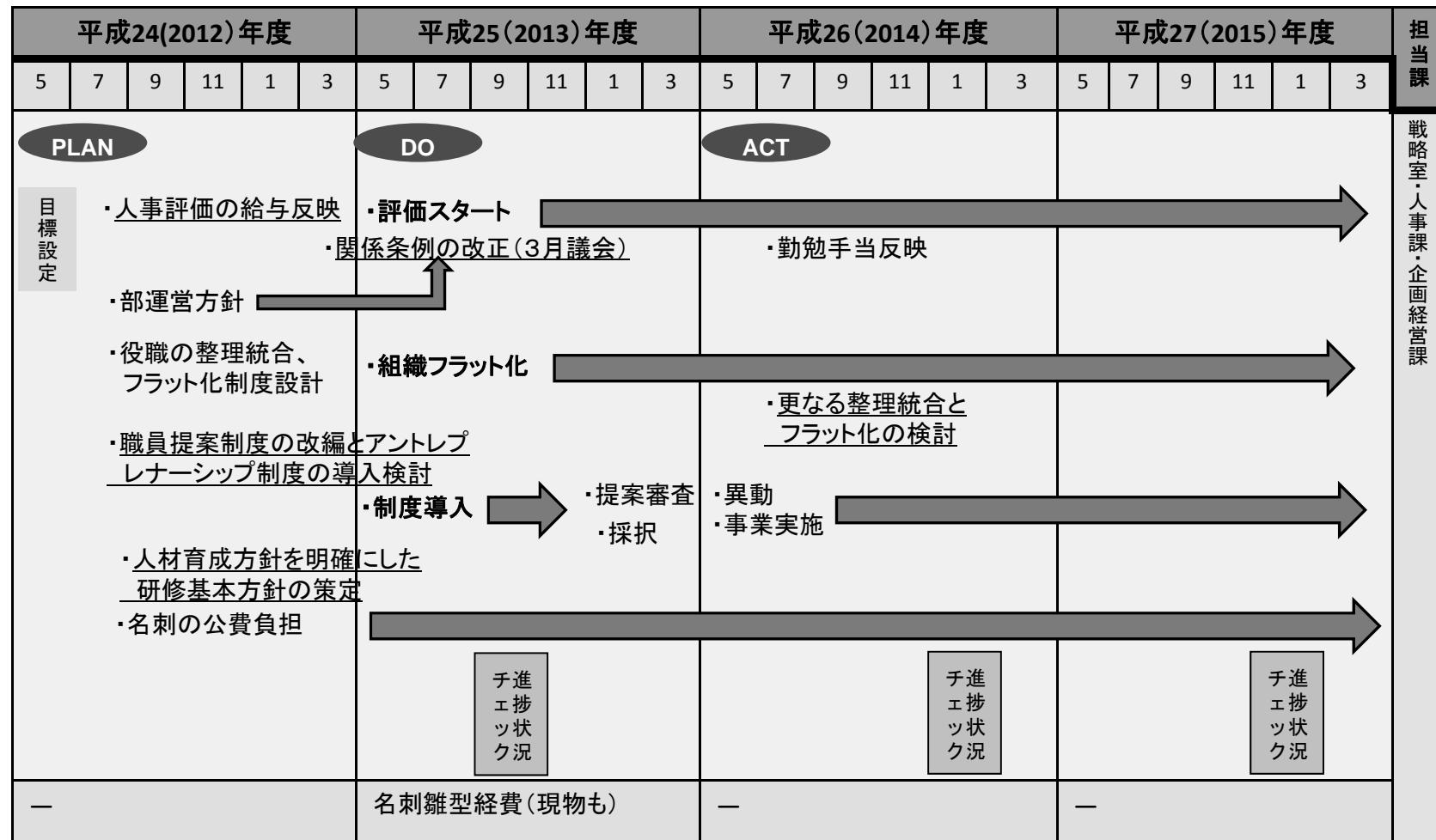
それに伴い、仕事と成果に見合った給与制度の確立を早期に図る。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">意欲的に職務に取り組むことができるよう人事評価の給与への反映を実施する。人材育成の基本となる研修体系を確立するなど、マニフェストの理念に即した採用時からの人材育成をめざす基本方針を策定する。組織管理の基本に即した役職の整理統合を行い、フラットな組織とする。職員の意識改革と市の広報を兼ねて名刺を公費で作成する。各部で、毎年度の部運営方針を定め部長マニフェストを作成し、人事評価制度の部長目標とリンクさせる。職員の政策形成能力・やる気を高めるため、新たな職員提案制度の展開とアントレプレナーシップ制度を導入を行う。
時 達 期 成	<ol style="list-style-type: none">H24年度中に制定し、H25年度から施行H24年度中に改定作業を終え、平成25年度から実施5. H24年度に検討し、H25年度で本格実施H24年度に新職員提案制度を活用し、案を決定。H25年度人事異動に間に合うように準備
政 策 手 段	<ul style="list-style-type: none">人事評価の評価精度の向上と評価結果の給与への反映方法の検討採用から退職に至るまでの人材の育成方針を明確にした研修基本方針の改訂組織管理に即した役職制度の確立名刺の公費作成については、統一的な台紙を作成し実施

* アントレプレナーシップ制度

職員が新規事業を自ら企画提案し、事業化までを行うこと。アントレプレナーシップは、旺盛な起業家精神を意味する。(横浜市HPより)

【ロードマップ】



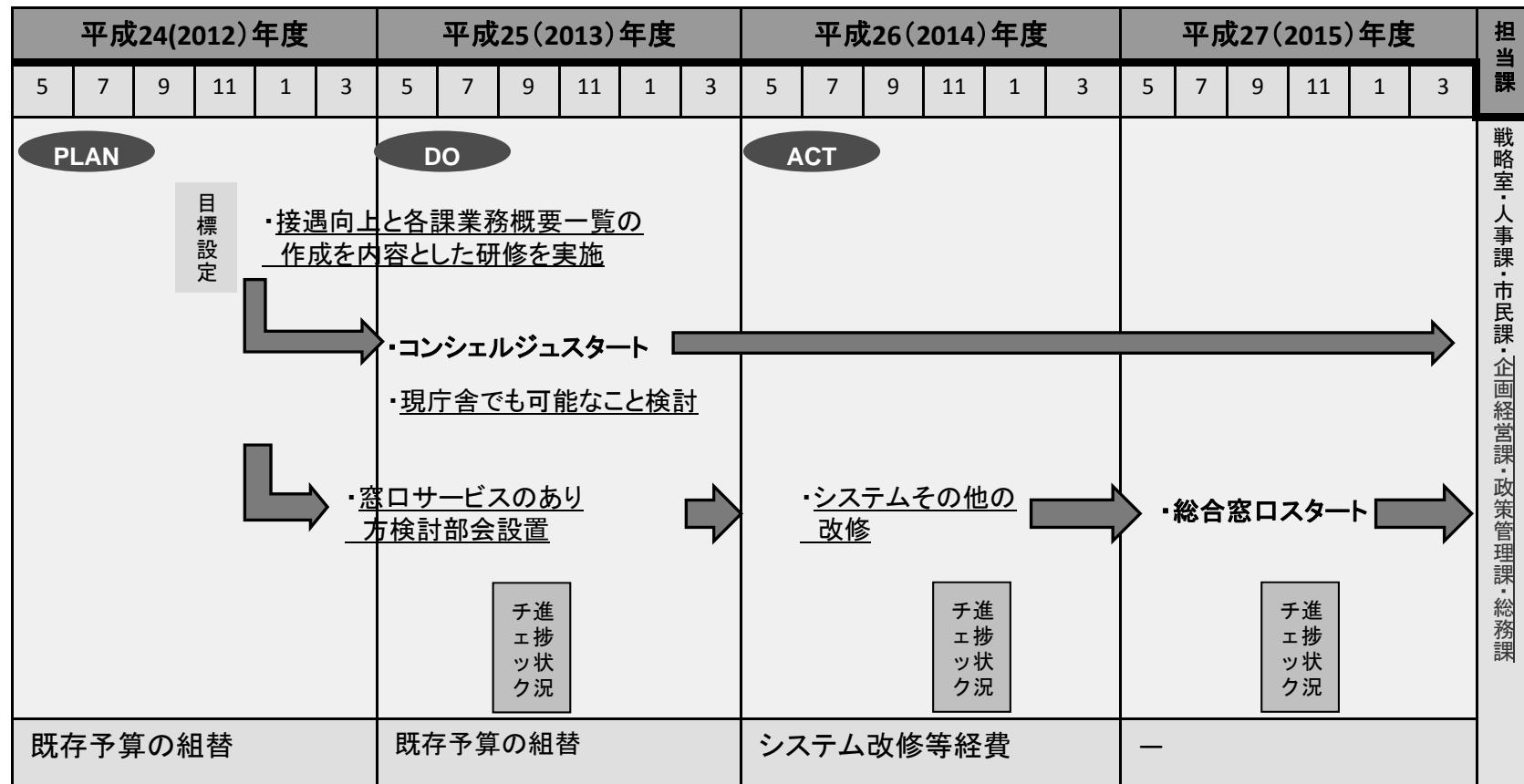
5-2 コンシェルジュとワンストップサービス

【理念・目的】

- ①コンシェルジュを市庁舎に配置し市民が必要なサービスをスムーズに案内できる仕組みを作る。
- ②コンシェルジュは職員研修をも兼ね、市民ニーズが伝わる市の体制を作る。
- ③ワンストップサービスを構築し、案内された場所で必要なサービスがすべて完結できる仕組みを構築する。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. <u>コンシェルジュの配置に向けて、各課の業務概要が分かるマニュアルの作成と接遇を内容とした研修を実施する。</u>2. 1で作成したマニュアルを活用し、職員を”コンシェルジュ”として配置(研修の一環)3. 各課で市民にも分かる事務のマニュアルを作成、引継等をスムーズに行う4. <u>コンシェルジュの実施、経験を踏まえて、窓口サービスの問題点とあり方を検証し、窓口サービスのあり方検討部会を設置。総合窓口課の設置等についての検証を行う。</u>
達成時期	<ol style="list-style-type: none">1. <u>H25年1月に準備研修を実施、マニュアルを作成</u>2. H25年度より始動3. <u>H26年度までに各課作成</u>4. <u>H25年1月にコンシェルジュ部会、窓口サービスあり方検討部会を設置、25年度から隨時改修</u>
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・コンシェルジュの取りまとめ所管課の決定・コンシェルジュ・ワンストップサービスを導入している他市の事例研究および視察(豊川市など)・研修制度としてのコンシェルジュの位置づけの検討(人員の張り付け、実施体制等を検討)・ワンストップサービスの為のシステム導入(総合窓口課の設置) 先進市事例(例:海老名市、三条市)を参考に、総合窓口に集約化できる事務の掘り起こしと課題整理 システム改修の範囲検討・現庁舎でも可能なこと(誘導サインや総合案内板の設置など)の検討を進める。

【ロードマップ】



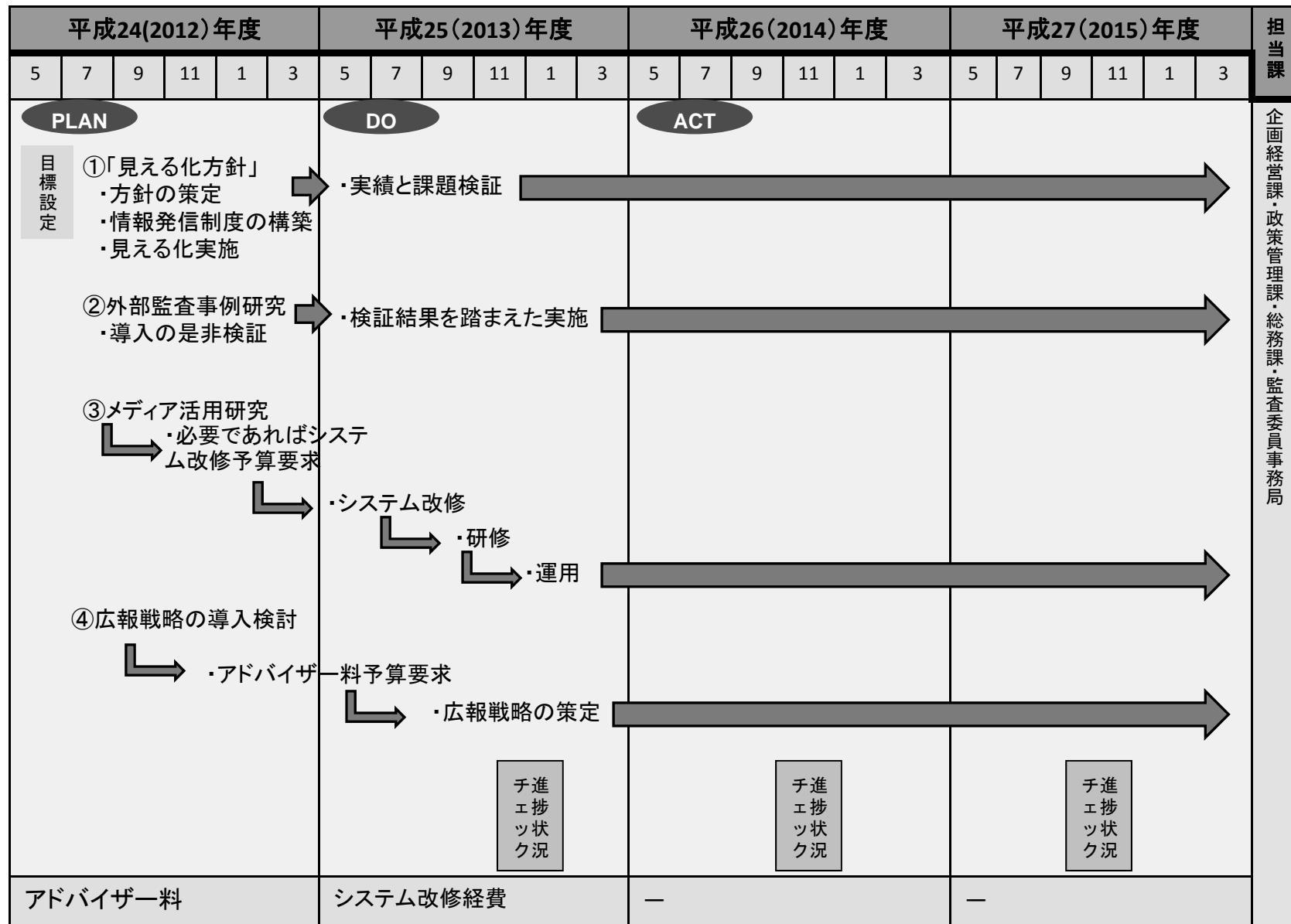
5－3 行政の透明化

【理念・目的】

- ①外部監査の導入や会議・交渉内容の公開を実施する。
- ②市報、ホームページ以外にもインターネット番組やその他メディアを通じて情報発信し、行政に対する市民の信頼度向上に努める。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 「大東市版見える化」方針決定、情報公開制度の見直し2. 外部監査の導入について府内の動向などを勘案しつつ検討3. HPへの動画掲載やインターネット放送など様々なメディアの活用を検討4. 広報戦略についてアドバイザー(広告代理店OBなど)からの意見を受け、基本的な方針を作成
達成時期	<ul style="list-style-type: none">・H24年度中に制度設計・H25年度から本格実施
政策手段	<ol style="list-style-type: none">1. 見える化方針の策定<ul style="list-style-type: none">・公開基準の策定と実施・会議録の作成基準を策定・見える化方針に即して、情報公開制度も見直し2. 外部監査の導入について、府内の動向など研究3. 市民の意見を取り入れながら様々なメディアの活用を検討し、市政への関心を高める。4. 外部有識者の意見を取り入れた広報戦略の策定

【ロードマップ】



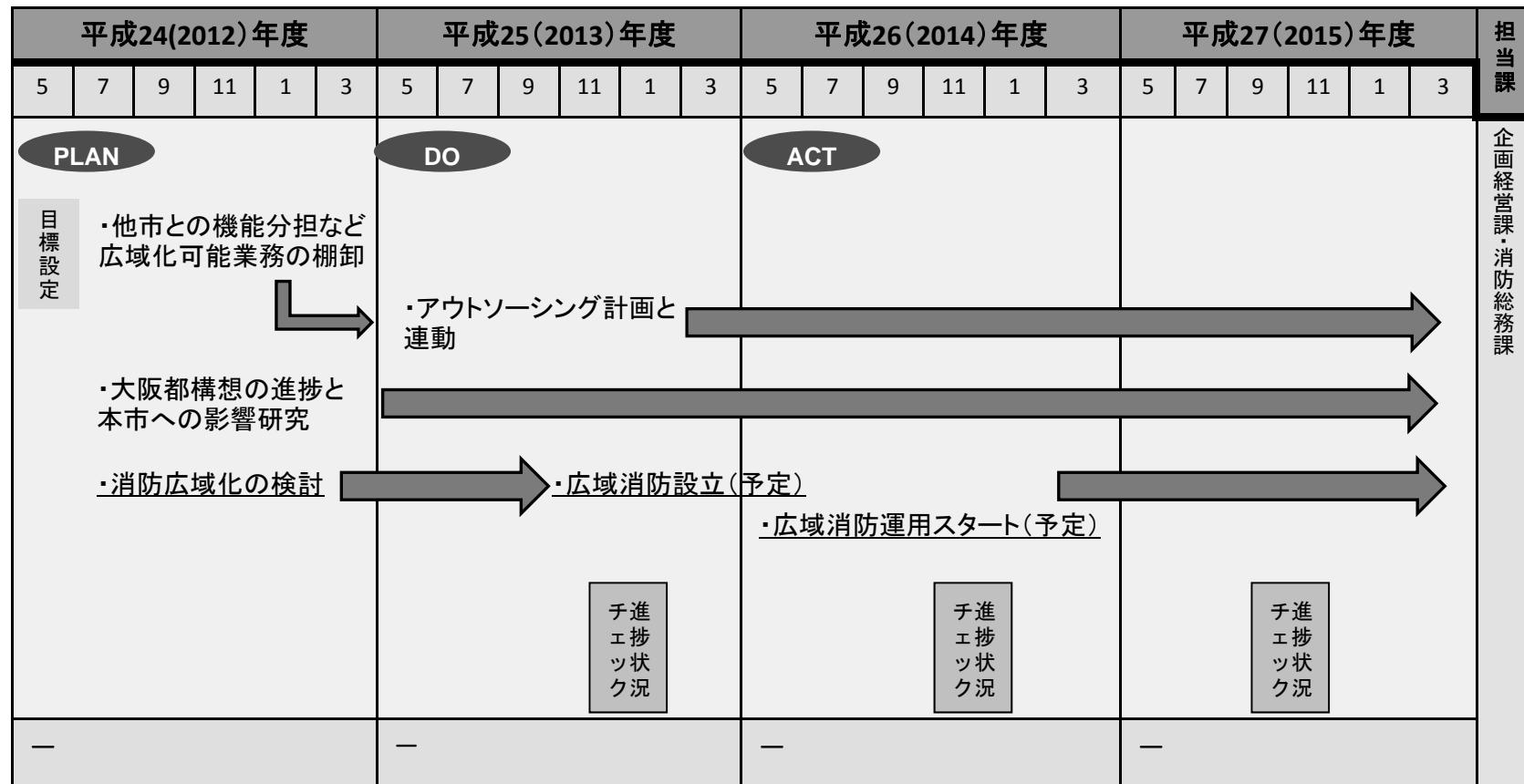
5-4 大阪府・大阪市や近隣市との連携

【理念・目的】

- ① 市単独では解決が難しい課題を、広域行政と基礎自治体の担い分けを明確にし、近隣市や府との連携により解決方法を検討する。
- ② 特別自治区や30万人都市のメリットなど、現在検討されているテーマについては広域行政と常に連携を取りながら情報を収集し、最善の判断を下せるよう体制を作る。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 他市との機能分担など広域化可能業務の棚卸、アウトソーシング計画と連動2. 大阪都構想の進捗について本市に係るテーマの動向を常に監視し、メリット、デメリットを検証3. 消防の広域化を見据えた検討、準備
達成時期	<ol style="list-style-type: none">1. H24年度中、広域化可能業務の棚卸。H25年度からアウトソーシング計画と連動2. 常に動向を監視し、戦略会議に報告
政策手段	<ol style="list-style-type: none">1. 公共施設は国、府、市という3階層マネジメントを徹底。ワンセット主義を捨て隣接市利用を促進2. 大阪府市統合本部で検討され、本市に係るテーマについては、メリット・デメリットを常に検証し、期を逸することのないようにする。

【ロードマップ】



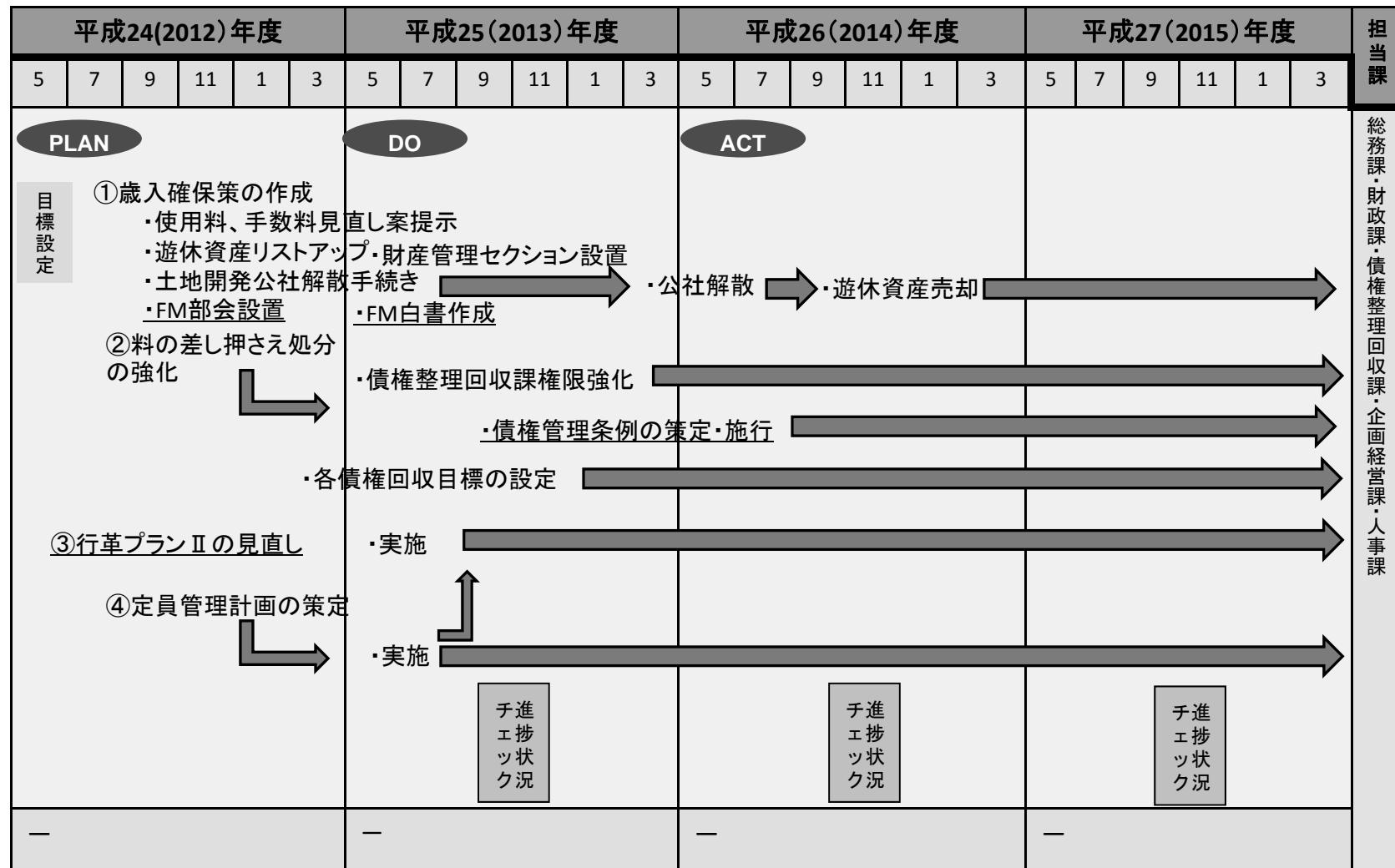
5-5 財政の健全化

【理念・目的】

- ① 市税の確保につとめるとともに、使用料・手数料の見直し、遊休資産の処分などにより、歳入の確保につとめる。
- ② 滞納整理を行わないことは、大部分の善良な納付者との不公平感を生むため、滞納整理セクションを副市長が総合的に管轄し、人員強化を図って早急な解消をめざす。
- ③ 市役所業務の事業仕分けを行い、行政が主体となるべきものとアウトソーシングすべきものに整理し、その実行をめざす。
- ④ 行政が主体となるべき事務事業については、その業務に応じた適正な人員配置を行うとともに、必要な財源配分を行う。

目標設定	1. 使用料・手数料の見直し方針を策定し、作業にかかる。 2. 財産管理セクションを設置し、遊休資産のリストアップや土地開発公社の解散、FMなどを実施する。 3. 債権整理回収課は、副市長が総合的に管轄する。 4. 行財政改革プランⅡをリセットし、新たな行財政改革方針を策定。行政が直接担うべきもの、アウトソーシングすべきものの整理を行う。 5. 定員管理計画を策定する。
時期成	1. H25年度に見直し方針を決定しH26年度から開始できるようにH25年度中に必要条例等の改正 2. H25年度土地開発公社解散のための必要手続きに24年度から入る H25年度財産活用室を中心にファシリティマネジメントを実施、24年度に関係課によるFM部会設置 3. 債権整理回収課による年度当初に各債権の回収目標を設定。状況を毎月副市長に報告。 4. H24年度中に新たな行財政改革プランの策定方針を決定、H25年度前半に策定し、できることから実行する。 5. 定員管理計画を策定する。
政策手段	1. 使用料・手数料の見直し方針を策定 2. 土地開発公社を解散し、市直轄で遊休資産を売却、早期に事業化。その際三セク債を活用し、交付税を確保 3. 債権整理回収課の権限を強化し、料の差し押さえ処分の実施。 4. 債権管理条例を策定し、管理の適正化を図る。 5. 行財政改革プランⅡを見直し、アウトソーシング計画作成 6. 定員管理計画・構造改革指針の改定

【ロードマップ】



6. まちのビジョンづくり ~あふれる笑顔 幸せのまち大東ビジョン~

【現状と課題】

◆急激な都市化と地形的な特性

まち全体を見渡すと、急激な都市化により、特に面整備について各種機能の適切な棲み分けやゾーニングを阻害する様々な立地が見られます。そのため、住宅地と工場の混在、宅地開発ブロックごとのつながりの低下がみられます。

また、大東市特有の課題として、河川による生活圏分断や市街地拡大による浸水被害により、その対策を優先に都市基盤整備を進めなければならなかったことがあげられます。そのため、人口増加に対する道路ネットワークの構築や大規模火災などの災害時における避難、あらゆる人々の社会参加と「安全・安心の移動環境」のためのバリアフリー化、さらには魅力的な中心市街地の形成など、市民生活に身近な所での問題が今日に至るまで課題として残されています。

◆人口規模に見合った政策

これから本市のあり様を考える時、まず人口13万の大都市近郊都市としての身の丈を冷静に自覚しておくことが大切です。まちづくりには都市の大きさ、性格や財政力などの条件が反映するものであり、それをオーバーするような要請に対しては、都市経営上の判断に立って明確な回答を用意しておくべきです。

大阪都市圏で、地政学上便利に行き来できる場所に位置している以上、都市の装置や施設全てを自分の都市で、「フルセット」に整備し、揃える必要はあるのでしょうか。

その代わり、本市ならではの人、もの、財政力、持ち味に適合する可能性をもっと深く追求し、個性と特徴に溢れた環境や仕組みづくりの構築が必要ではないでしょうか。

基礎データ

◆ 3駅乗客数（1日平均）の推移

- ・住道駅、四条畷駅は微増減を繰り返しているが、野崎駅は減少傾向

◆ 産学連携事例

- ・シニア環境大学
- ・産業活性化センター
- ・だいとうのええもん

◆ 大東市企業立地促進条例（概要）

市内の産業集積地である工業地域において、新たに工場等を立地（土地・建物の取得、建物の新設・増設又は建替え）する事業者に対して、大東市企業立地促進補助金を最長3年間交付

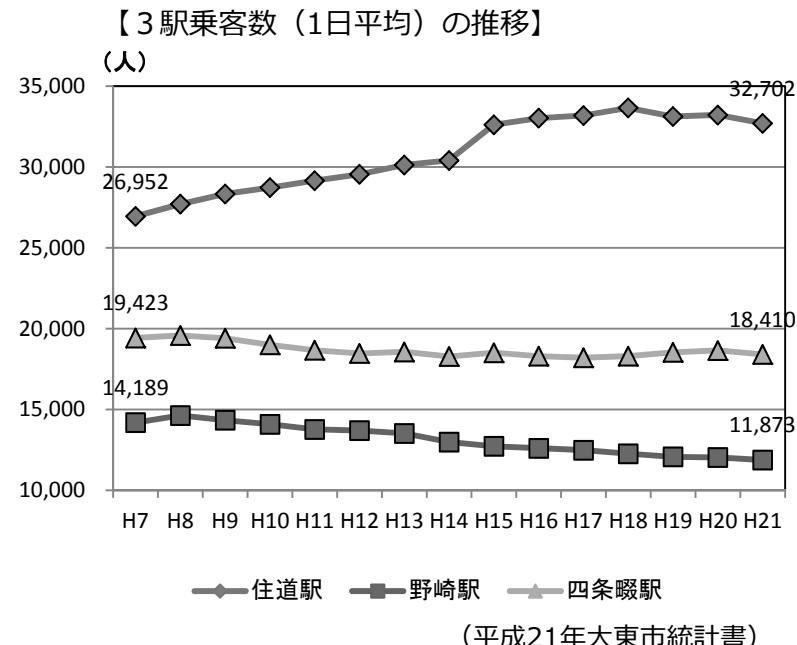
平成23年度実績： 7 件

◆ バリアフリー進捗率

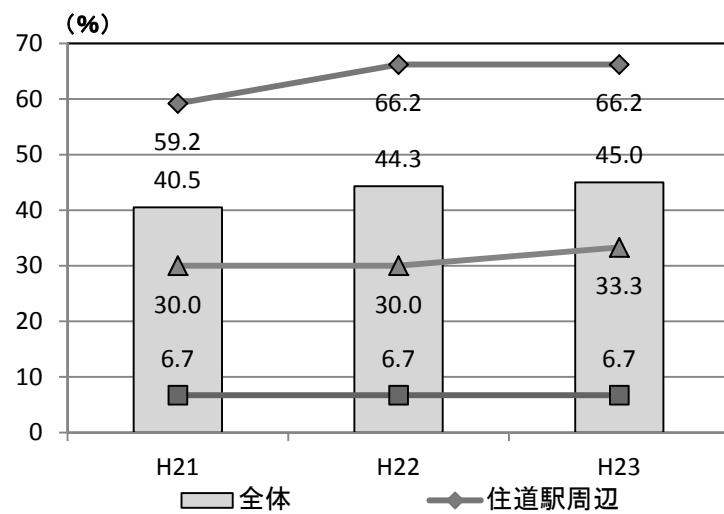
- ・バリアフリー進捗状況をみると、住道駅周辺が60%を超えて整備が進んでいるものの、野崎駅周辺は6.7%と進んでいない。
- ・今後、野崎駅・四条畷駅周辺整備の中で、「ひとに優しいまちづくり」を意識した整備が要。

◆ 防犯灯取替本数

- ・平成23年度 988灯 (14.1%)
- ・平成24年度～取替予定 809灯
計1,797灯 (25.6%)



【バリアフリー進捗率】



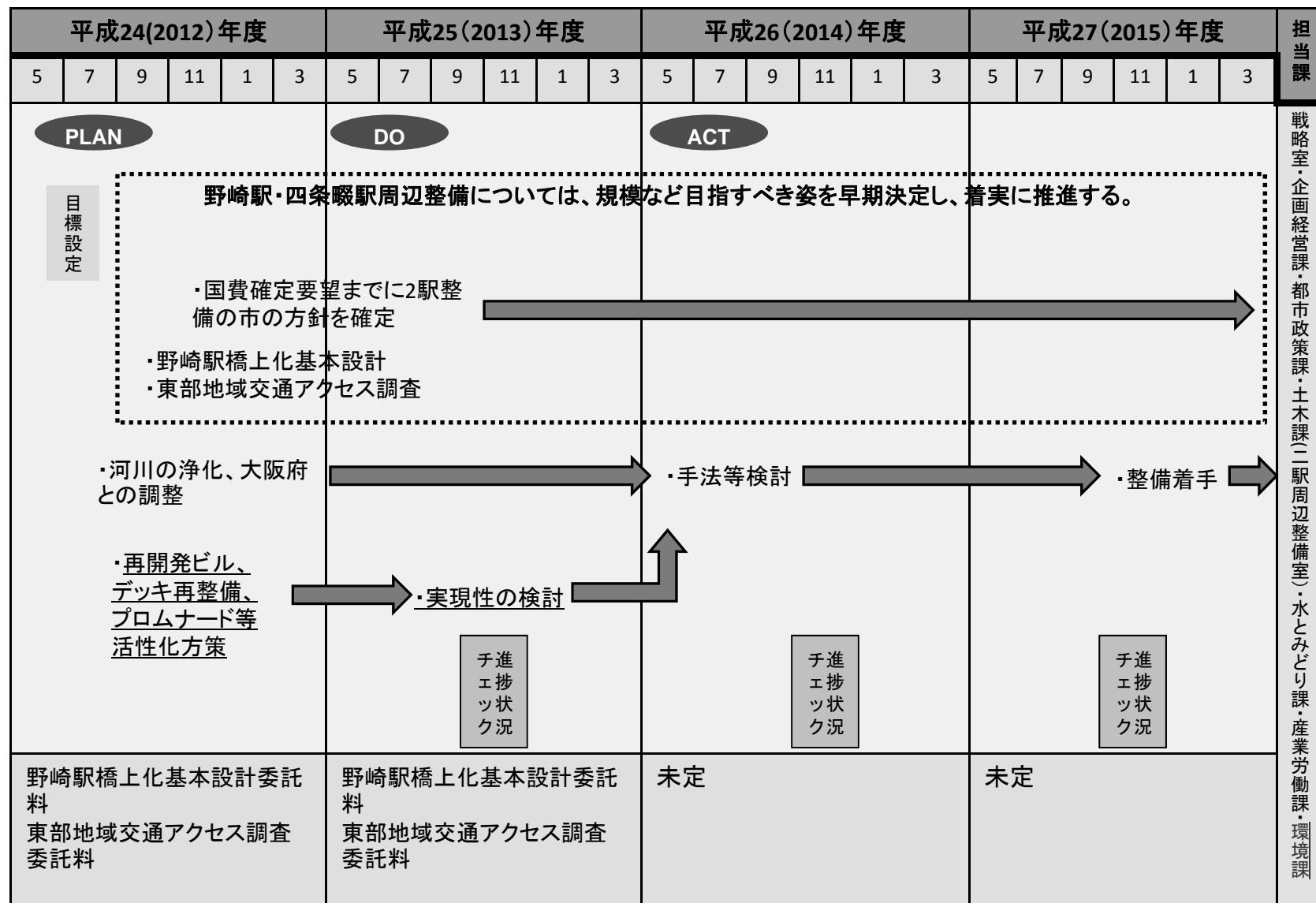
6-1 JR3駅及びその周辺整備

【理念・目的】

- ①野崎駅の橋上化については、周辺住民の利便性と需要の大きさに鑑み優先的に検討する。
- ②四条畷駅東側の再開発には東北部の振興を見据えて積極的な展開を検討する。
- ③住道駅北側の河川上のデッキを拡幅し、河川に噴水を設け浄化を推進し、夏にはサンメイツをスクリーンとした映画祭や音楽コンサート、冬にはイルミネーションなどを設営して市民の憩いの場とし、「水と戦い、水を治め、水とともに生きる大東市」のシンボルとする。
- ④都市計画の弊害となりうる巨大な河川護岸も「水と戦い、水を治め、水と共に生きる大東市」の象徴として、プロムナードとしての活用を検討する。

目標設定	1. 野崎駅の橋上化は、野崎駅周辺整備の中で現行計画を着実に実施することを基本とするが、駅舎のデザインについては「野崎まいり」を連想する建築とすること 2. 四条畷駅東側の再開発は、四条畷駅西側の開発も含め、規模の早期決定と事業着手 3. 川の水の浄化→成果のシンボルとして噴水など 4. 住道駅前デッキの「道路」としての位置づけを再検討し、改修やイベントの開催。プロムナードの活用
達成時期	1. 野崎駅周辺整備をすすめる中で、駅舎についても地元住民の意見を聞きながら、歴史文化を感じさせる駅舎をイメージ。駅舎橋上化の予備設計、補償算定等を終え、H27年度でJRとの協定締結をめざす。 2. 四条畷駅周辺整備についても、地元住民の意見を聞きながら着実に実施。駅東の都市計画道路などについて、整備計画を固め、H27年度までに補償交渉・貢収に取り掛かる。 3. 川の水の浄化に向けての施策はH25より順次着手。 4. H24年度中にデッキの「道路」としての位置づけを再検討し、H25より改修やイベントの開催にむけて準備を進める。
政策手段	1. 2. 2駅周辺整備事業等の中で実施する。2. については駅西の開発も併せて効果的なものとする。 3. ①汚い水を流さない(公共下水への確実な接続、流域協議会との連携等)②科学的・物理的・生物学的な浄化（产学連携モデル事業等）③適切な維持管理(藻・ヘドロ・ゴミの対策等)の施策を市内各所で総合的に行い成果が出た上で、親水や噴水等場所に応じたシンボルを作る。 4. 駅前立地のポテンシャルを最大限發揮するように、駅前再開発ビルの再整備含めた活用や駅前デッキの再整備、河川護岸沿いのプロムナードなど包括的な整備による、住道駅周辺の活性化方策を検討する。

【ロードマップ】



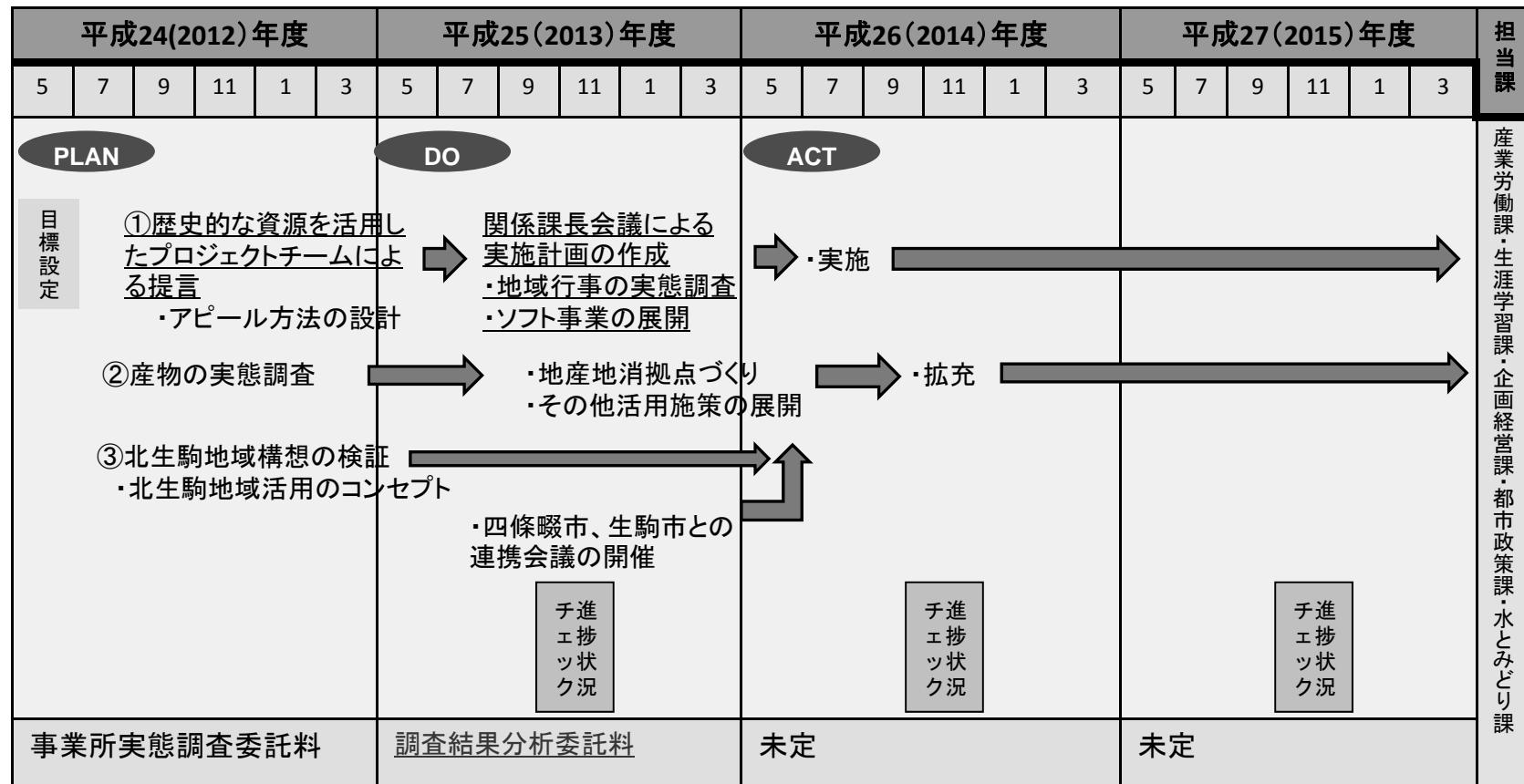
6-2 地域の特性を活かす

【理念・目的】

- ①地域のまつりや伝統行事を積極的に市内外にアピールし、市内に存在する30台以上のだんじりに関するまつりなど、多くのまつりや伝統行事のあるまちとしての特徴を前面に押し出す。
- ②北生駒の自然環境や地域の景観を保全しながらも、龍間地域に地域特産物販売や地域向上製品及び地域研究成果発表など、地産地消の基礎作りを検討する。
- ③北生駒地域は市内のどこからも眺望が効くだけでなく大阪市内にも存在感を強く示すことのできる立地であることから大阪のリゾートやレクリエーションの拠点になりうるという視点だけでなく新産業の開発振興の場としての提供や情報の受発信基地としての活用、さらには映画・音楽・ファッションなど隔絶の環境を必要とする分野などに可能性をはかり、近隣市はもとより府県域を超えた広域活用をも視野に入れ、環境共生の活用をめざす。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 地域行事を実態調査し、アピール方法を検討2. だいとうええもんPR事業と連携し地産地消拠点づくりを北生駒地域で検討3. 北生駒地域構想の検証と、生駒市・四條畷市等との連携会議設立
達成時期	<ol style="list-style-type: none">1. 関係各課会議を設置し役割分担等を協議する。H25年度には一部アピールを開始2. H24年度 庁内で会議立ち上げ3. H24年度中に北生駒地域構想を検証。H25年度中には生駒市、四條畷市等に連絡会議立ち上げを働きかけ、準備チームを設置し、H26年度に連絡会議本格始動
政策手段	<ol style="list-style-type: none">1. 歴史的資源を活かしたまちづくりPTとの連携を図りながら、関係各課会議を設置。地域行事の実態調査、アピール方法の検討。2. <u>ええもんPR事業</u>と連携し、産物の実態調査を行い、地産地消の拠点づくりを行う。また、地元大学や企業と連携し、「食」以外の魅力(山林、観光、エコなど)も含めて大東の産物を発掘・開発。3. 北生駒地域構想の検証を行い、北生駒地域活用のコンセプトを検討。 生駒市、四條畷市等と連携会議を設立し、会議内で「強み」の検討。必要に応じて特区申請も検討。青少年野外活動センターの活用策も検討。

【ロードマップ】



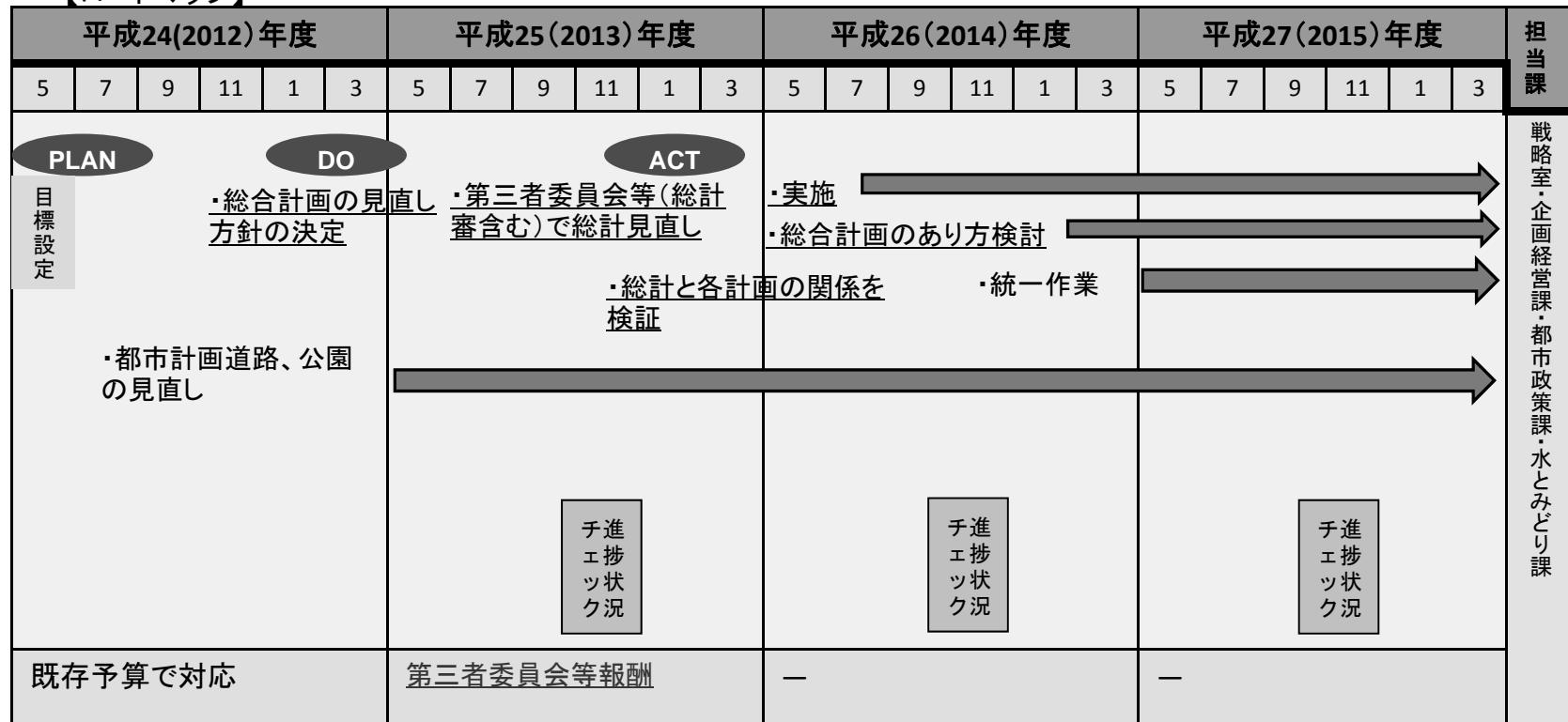
6-3 法定計画等、第三者委員会による見直し

【理念・目的】

- ①法定計画をはじめとする市の計画全般を市のめざす統一目標に整合するよう見直しを行い、実行できる計画に修正をしていく。
- ②都市計画道路・都市計画公園の整備のあり方を利便性・必要性・優先性の観点から客観的に見直す。

目標設定	<ul style="list-style-type: none">・企業誘致、子育て世代の流入など、歳入の確保のベクトルで計画を見直す。・第三者委員会、コンサル等によって方向性の統一を「第三者的な視点」で検討させる。・都市計画道路等については、大阪府の実施スケジュールに連動させながら、本市も実施する。
達成時期	<ul style="list-style-type: none">・H24年度中に、総合計画の見直し方針決定・H25年度は、<u>総計見直し作業に取り掛かるとともに、第三者委員会等で総合計画と各計画の関係を検証</u>・H27年度からは法定計画をはじめ、統一的な計画の策定・都市計画道路等は、大阪府のスケジュールに合わせていく。
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・マニフェストとの整合性や、総計そのものの意義を明確にし、見直し方針を決定する。・見直し方針に則って、総計を見直す。・見直し後の総計と分野別計画が整合し、市のあるべき計画が同じベクトルを向くよう第三者委員会において検証し、計画を見直していく。

【ロードマップ】



6-4 ひとに優しいまちづくり

【理念・目的】

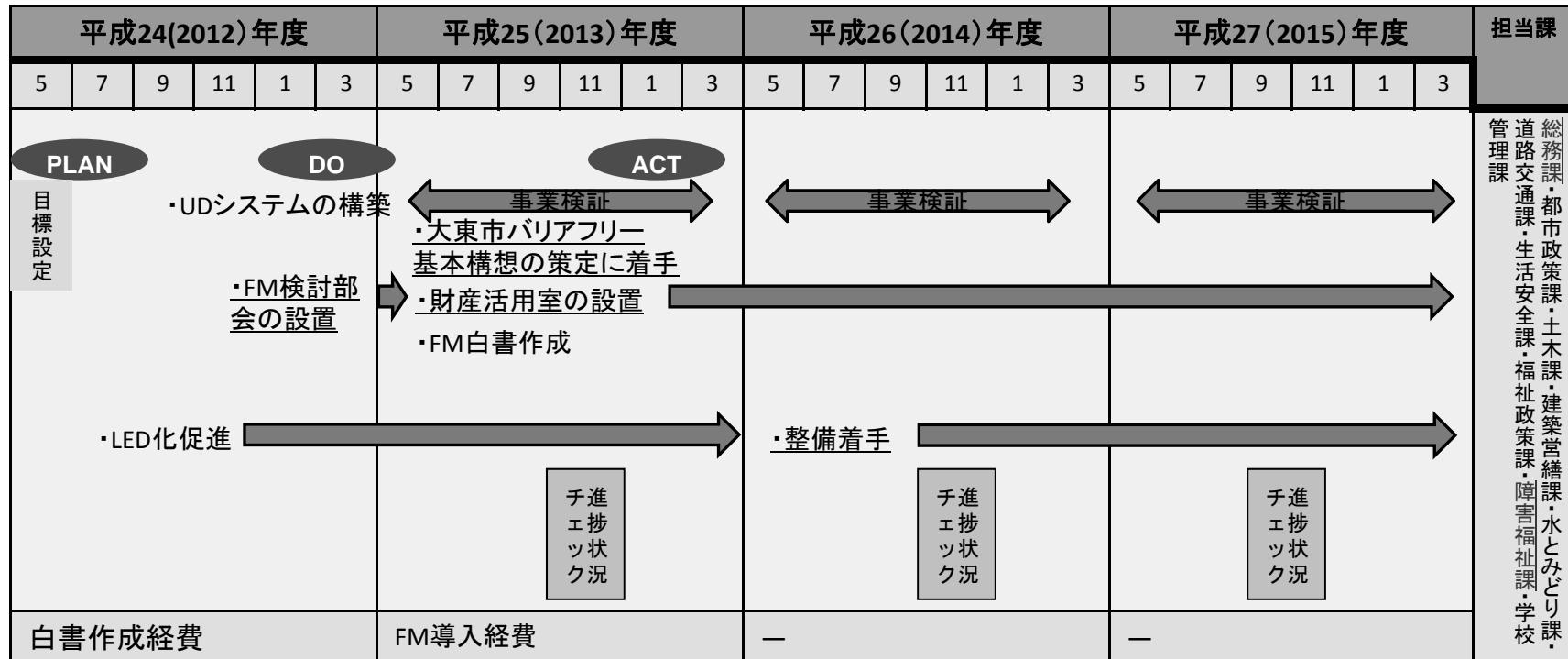
- ①誰にでも優しいまち、誰にでも利用できるまちを目指し、ユニバーサルデザインを推進する。
- ②公共施設照明(道路照明)のLED化を推進し、安全でひとに優しいまちづくりを推進する。消費電力を抑えることで電気代負担を抑え、そこで生まれた財源を地域の振興に役立てる。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. ユニバーサルデザインの考え方を街全体で共有し、ハード(街づくり系部署)とソフト(福祉系部署)の連携により、継続的にPDCAを行えるシステムを構築2. 防犯灯に加え、公共施設照明(道路照明)のLED化を推進3. FMの導入により施設を安全かつ効率的に維持する。
達成時期	H25年度より着手
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインを基本に誰にでも優しいまちを目指し、福祉系部署と連携を図りながら、「大東市バリアフリー基本構想」を策定し、本方針に基づき道路整備などに着手するが、現構想で位置づけられた特定経路(駅と公共施設を結ぶ道路など)等の整備は策定と並行して平成29年度完了を目指して進めること。(道路・橋)・市民会議の部会を通じ、危険箇所等の集約、改修計画の周知等を行う。・道路照明・公園照明・公共施設の照明のLED化を進める。(府の動きと連携)(建物)・公共施設の管理にFM(ファシリティマネージメント)*の導入を検討し、効果的な維持・活用を行うと共に、サイン等についても市で統一を図る。・FMについては、財産管理セクションを設置し道路・土地等の市有財産管理・活用と連携して進める。

* FM(ファシリティマネージメント)

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動
(公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会(JFMA)HPより)

【ロードマップ】



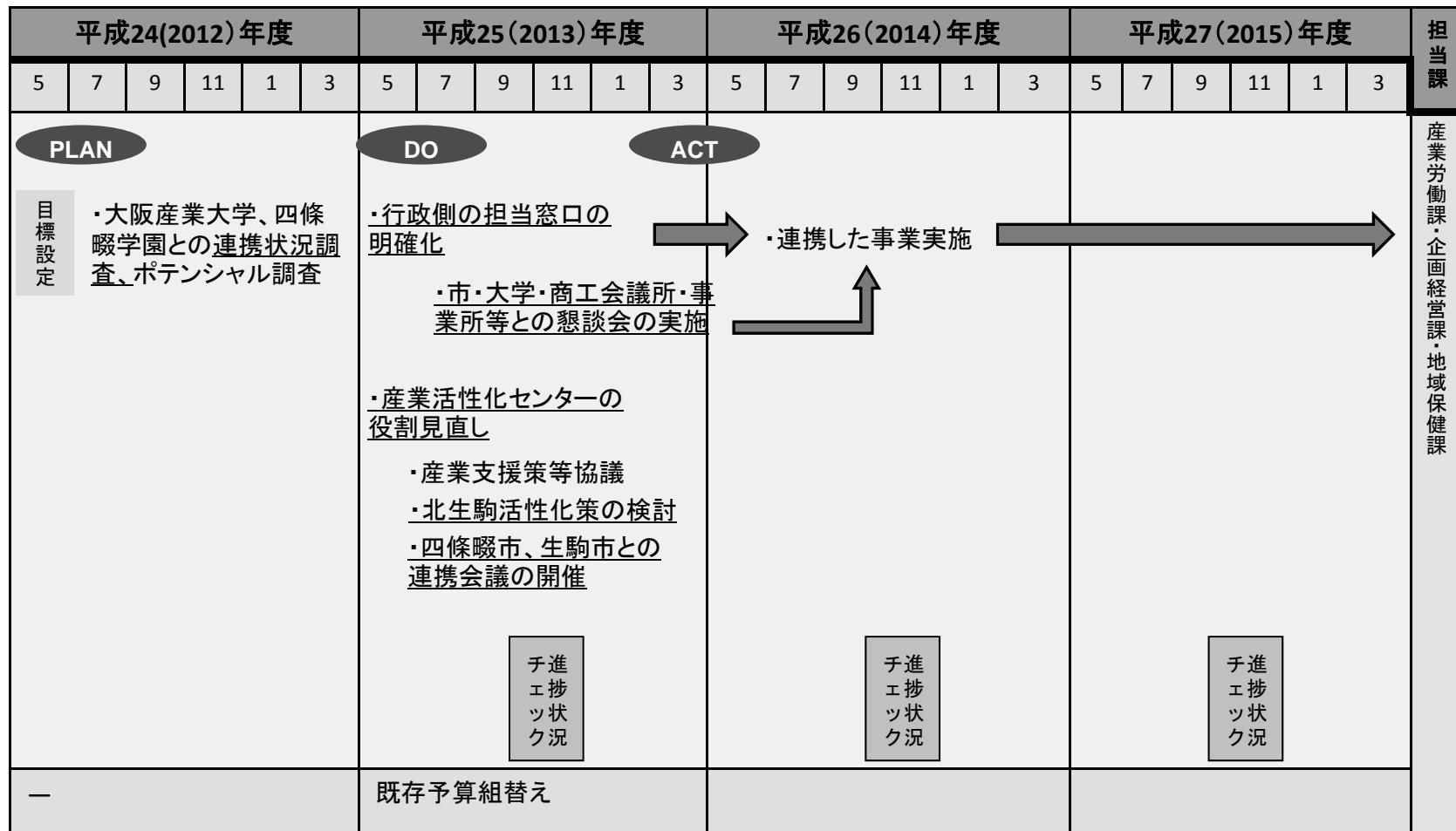
6-5 産学との連携

【理念・目的】

関西イノベーション国際戦略総合特区に伴う関西圏での変化に対応し、産学との連携を強化した上で、新しい産業支援と関連企業及び研究機関の誘致、さらにはけいはんな学研都市へのベッドタウンとしての機能を充実させ、大東市の活性化を推進する。

目標設定	1. 関西産業圏の中の大東市の位置付けを認識・共有 ・四條畷市、生駒市との連携を強化し、広域的な視点で産学官連携を促進 ・学のノウハウや人材を活用した地域振興、産業振興を促進 ・大東で操業することに対する付加価値創出
達成時期	・H24年度 大学と各課の連携状況の調査 大阪産業大学、四條畷学園の研究内容等の整理 ・H25年度 市の大学関連の窓口を明確化 大阪産業大学、四條畷学園、商工会議所、市内事業所等と本市の関連部署との懇談の場を設け、連携方策を協議
政策手段	・各課の連携状況の調査 ・大阪産業大学、四條畷学園、商工会議所、市内事業所等との懇談の場を設け、多角的に連携方策を協議 ・連携方策協議の一環として、北生駒の広域的な活性化策を検討 ・産業活性化センターの役割見直し

【ロードマップ】



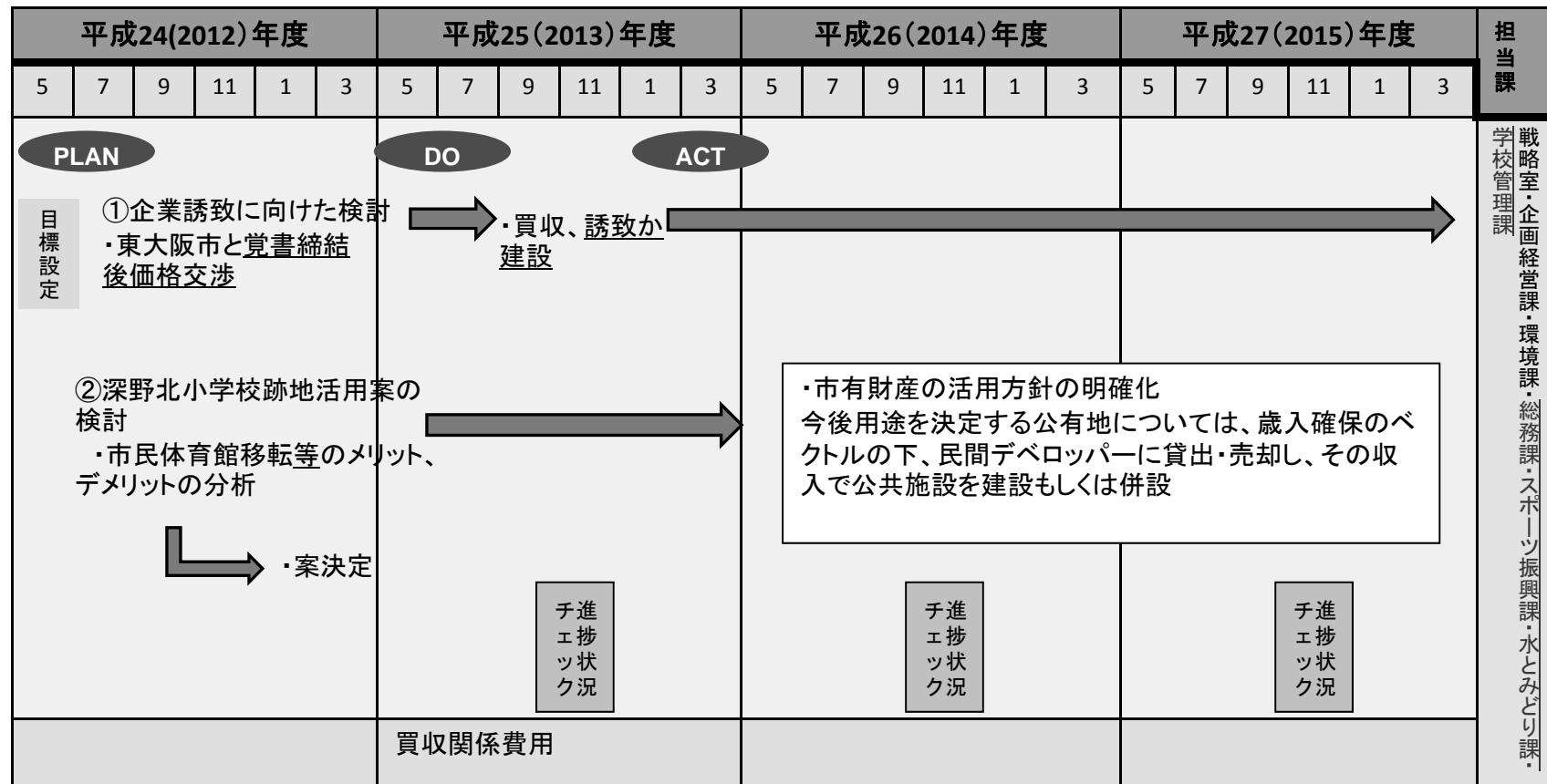
6-6 新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用

【理念・目的】

新田清掃センターや統合した小学校等の跡地については、再活用できる大規模な用地であり、地域の財産であるとともに市民全体の財産であることから、その有効活用について本市全体の活性化という観点から専門家も含めた検討を行い、その整備を進める。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">新田清掃センター跡地は、これまでの広域レクリエーション拠点としての活用方針に加え、住工混在の解決、雇用の促進、工業地域としての発展を図るという目的との比較をしながら、民間誘致やスポーツ振興施設設置などの費用対効果について検討し活用する。深野北小学校跡地は、市民体育館の新設等、本市全体の活性化の視点で検討を行い、整備を進める。統合小学校等跡地等は民間のノウハウを活用し、本市のまちづくりに資する適切な施設の設置や処分等を進め る。
達成時期	<ol style="list-style-type: none">H24年度 誘致に向け、売買の覚書締結、予算措置を行い、H25年度 東大阪市と売買契約し活用案を進める。H25年度から整備方針について、専門家を含めた検討を進める。
政策手段	<ol style="list-style-type: none">民間誘致・スポーツ施設など、必要な予算措置を講ずる。統合小学校跡地等については、民間のノウハウを活用し、歳入の確保のベクトルにあわせ、あらゆる視点から有効活用について検討を行う。跡地活用等と並行して、現庁舎耐震化と新庁舎設置の比較検討を行う。

【ロードマップ】



7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり ～高齢者・障害者の生きがいづくりと介護・支援の充実～

【現状と課題】

◆福祉・介護分野の先進都市大東

本市は早い時期から地域リハビリテーションに取組み、医療、保健と連携する地域福祉を実践。介護予防における“元気でまっせ体操”的普及など、福祉・介護分野では全国的にも先進的な位置にあります。

これらの努力は都市の個性、魅力としては目立つものではないものの、これから時代に極めて重視される点であり、多様で豊富な高齢者福祉の展開をできるパワー・ポテンシャルを有しているといえます。

本市は、パイオニアとしてのこれらの経験を強みとして、さらに磨きあげることによって、定住魅力にもつながると考えられます。

◆元気高齢者の活用

元気でまっせ体操や子ども安全見守り隊など、定年退職後に地域に戻り、地域を支える元気高齢者が増加しています。一方で、高齢単独世帯が増加し、経済的・身体的な不安を抱える高齢者が増えていることも事実です。働きたい、学びたい、交流したい、という意欲を活かせる場が求められます。

◆すべての障害者が地域で安心して生活できる環境づくり

障害の有無に関わらず、すべての市民が一人の人間として尊重され、共に暮らし、共に生きることのできる地域社会(ノーマライゼーション^{*1}社会)の構築が求められています。

特に、障害者対象の通所施設数は年々増加しており、利用者の中には、一般企業に就職し、経済的に自立した生活を希望する人が数多くいます。本市では、障害者の府内インターンシップ事業やハローワークと連携した受入企業の拡大、職場定着支援などに取り組んできました。しかし、仮に就職できても離職して、再び通所施設を利用する人も少なくありません。このため、就職を希望する人への就労支援と職場定着支援を一層強化し、総合的な就労支援のあり方について検討する必要があります。

また、家族と生活できない状況となった人や入所施設の利用者が大東市に帰って生活を希望する場合、主な住まいの場として「グループホーム・ケアホーム^{*2}」が必要となります。しかし、施設コンフリクト^{*3}等の問題により、結果的に促進されにくい現状があります。このため、障害のある市民の「住まいの場」の確保が求められています。

*1 ノーマライゼーション

障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められる。この理念は、1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展したが、障害者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である(厚生労働省HPより)。

*2 グループホーム・ケアホーム

- ・グループホーム(共同生活援助):夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービス
- ・ケアホーム(共同生活介護):夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、家事、排せつ等の介護や日常生活上の世話をを行うサービス

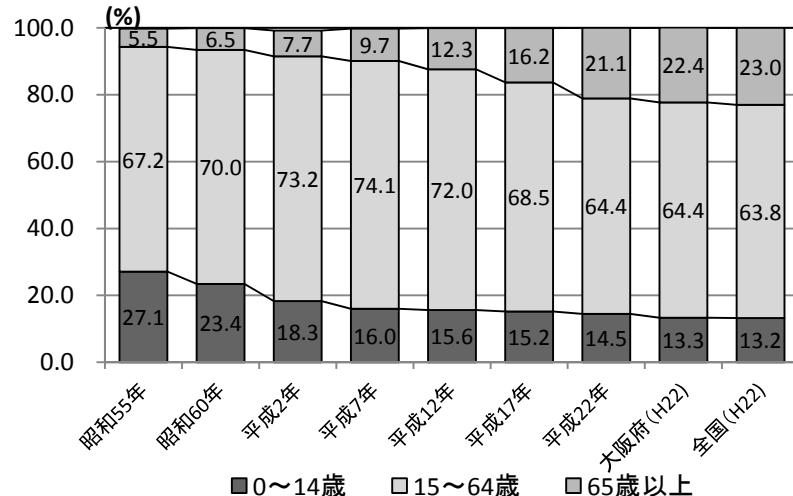
*3 施設コンフリクト

一般的に「社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引き換えに、大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域との間での紛争事態(古川孝順他「社会福祉施設-地域社会コンフリクト」)。社会福祉施設が、人権尊重に不可欠なシステムとして、地域社会にビルトイン(組み込まれていく)されていく過程で生じる問題である(大阪府府民文化部人権室HPより抜粋)。

基礎データ

◆高齢化率の推移

本市の高齢化率は、全国および大阪府の値を下回るもの、年々増加を続けており、平成22年は20%を超えた。

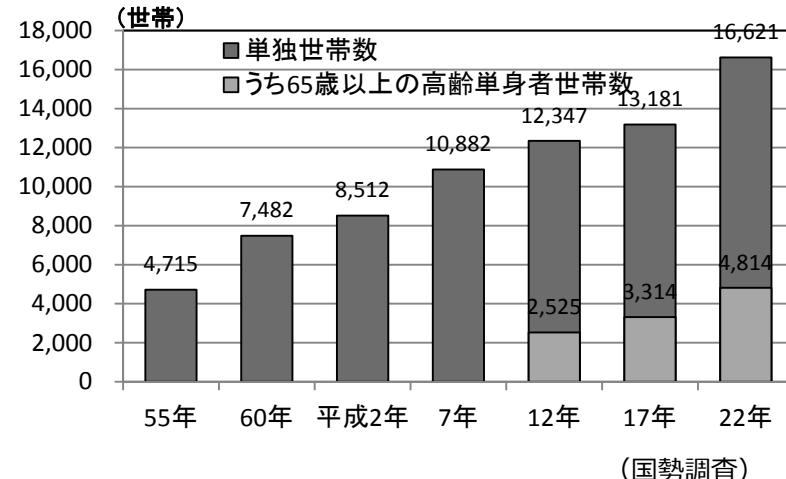


◆高齢者の労働力率

本市の60歳以上の女性の労働力率は、大阪府の値を下回っている。

◆高齢単独世帯の推移

本市の65歳以上の高齢単身者世帯数は年々増加しており、全世帯数の3割近くを占める。

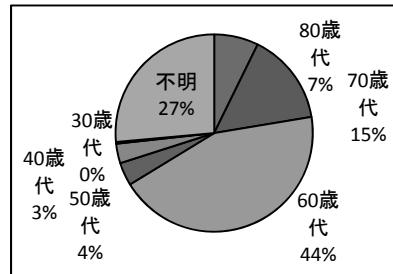
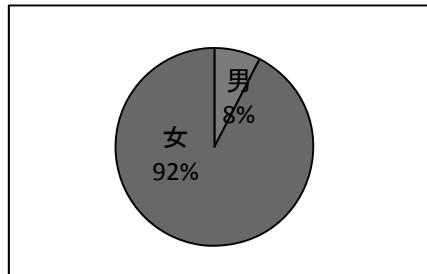


年齢	大東市 (男)	大阪府 (男)	差	大東市 (女)	大阪府 (女)	差
15～19	21.1	19.1	2.0	21.1	18.7	2.4
20～24	65.9	64.0	2.0	70.7	65.8	4.9
25～29	92.4	86.9	5.5	69.6	69.0	0.6
30～34	95.6	90.8	4.9	57.9	56.8	1.1
35～39	96.7	92.0	4.7	59.6	57.0	2.7
40～44	97.0	92.8	4.2	67.0	63.8	3.2
45～49	96.3	93.0	3.3	67.8	65.9	1.9
50～54	95.6	92.0	3.6	62.5	61.3	1.2
55～59	93.6	90.2	3.4	55.2	53.9	1.3
60～64	73.3	70.4	2.9	35.4	35.8	-0.3
65歳以上	30.3	29.7	0.6	10.8	11.4	-0.6

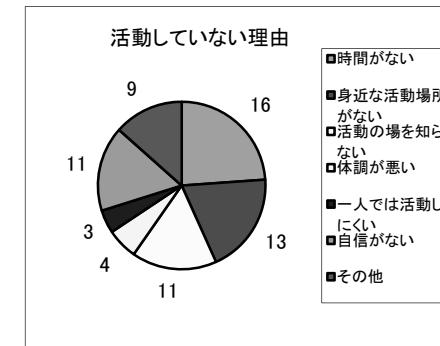
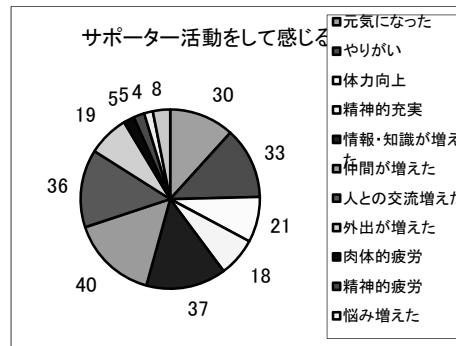
(平成17年国勢調査)

◆介護予防サポーターの活動状況

- ・9割が女性
- ・年代別にみると、60歳代と70歳代が 全体の6割を占める。
- ・地域別にみると、中部地域が多い。市全体では344人が活動。



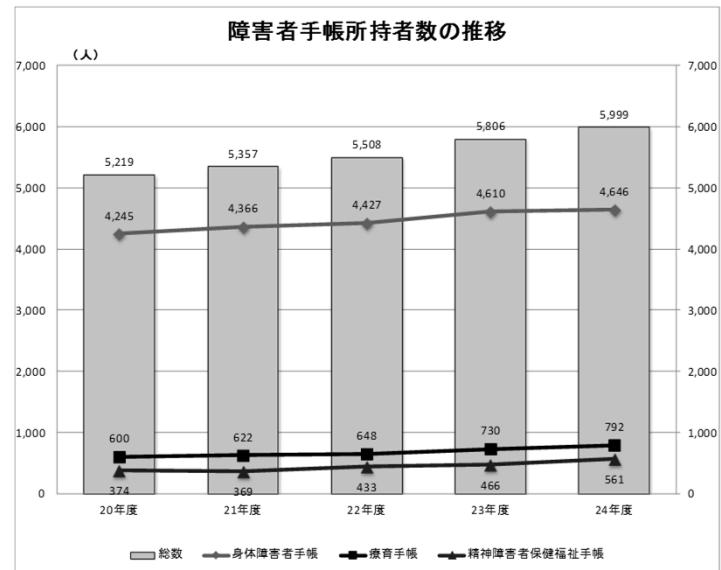
- ・参加者の多くが「元気になった」「体力向上」「仲間が増えた」など前向きな感想。
- ・一方、活動していない理由として「時間がない」「活動の場を知らない」などの意見が多い。
気軽に身近な場所で取り組める制度の構築とPR方法の工夫が必要。



(地域保健課資料)

◆障害者手帳所持者数の推移

- ・手帳所持者数は、年々増加。
- ・年代別にみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上の高齢者が半数以上を占めるのに対し、療育および精神障害者保健福祉手帳所持者の多くは、18歳～65歳の就労世代が占める。

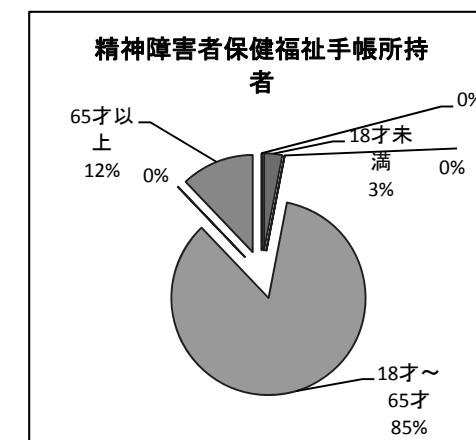
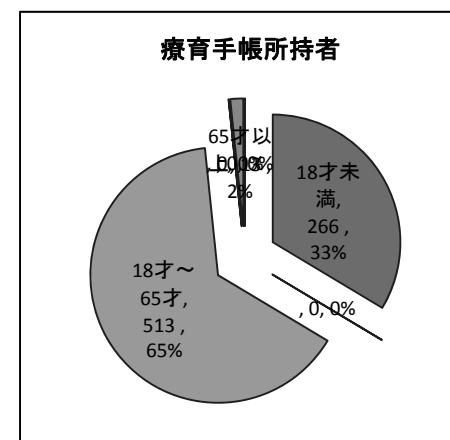
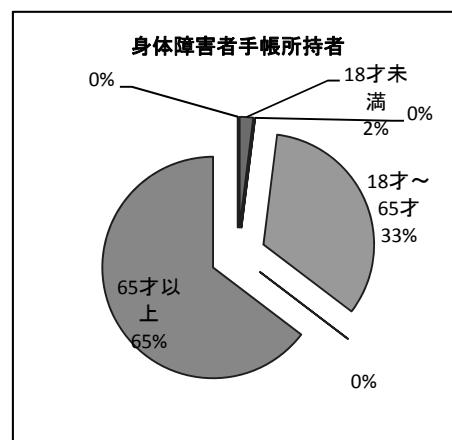


(障害福祉課資料)

◆通所施設数：17箇所（定員366名）

◆入所施設数：1箇所（定員40名）

◆グループホーム・ケアホーム数：38箇所（定員108名）



(平成24.4.1現在 障害福祉課資料)

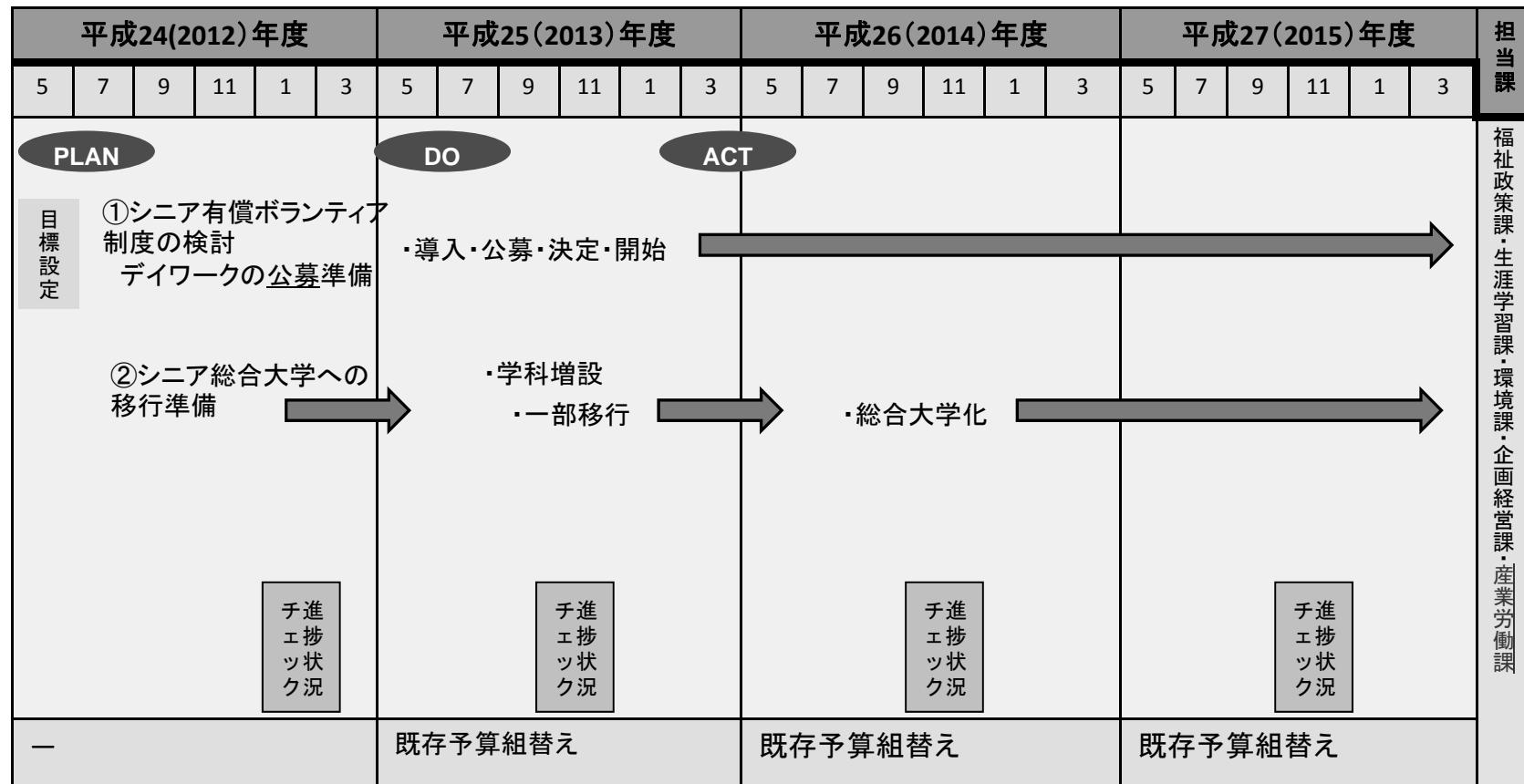
7-1 デイワークサービスの創設

【理念・目的】

- ①高齢者にできるかぎり社会活動・社会貢献を続けていただき働く喜びを味わえるまちをめざす。
- ②そのためにシルバー人材センターの機能を拡大し、いつまでも働ける環境を支援するデイワークの創出を行う。
- ③現行のシニア環境大学を発展させて、大阪産業大学、商工会議所などと連携したシニア総合大学の開校をめざす。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. シニア有償ボランティア制度の設立<ul style="list-style-type: none">・高齢者がこれまで培ってきた経験を活かし、生きがいや働く意欲を味わえる制度を構築・<u>公募等</u>によるデイワークの実施2. シニア総合大学の創設<ul style="list-style-type: none">・シニア環境大学を発展させ、総合大学化
達成時期	<ol style="list-style-type: none">1. H24年度中に制度設計を行い、H25年度から実施2. H24年度に移行準備。H25年9月環境以外の学科を増やし、第1期生開始
政策手段	<ol style="list-style-type: none">1. クーポン等の活用も視野に、継続的な取組としていけるよう有償ボランティア<u>やシニアのデイワーク業務を受ける団体を公募等により選出する。</u>2. シニア総合大学として、市で実施できるメニューを作成する。<ul style="list-style-type: none">・無料の気軽な講座だけではなく、有料の受け応えのある講座を作成するために、大阪産業大学、四條畷学園、商工会議所等の協力を要請する。・環境大学のノウハウを活かしながら、徐々に学科を増やし、総合大学化を図る。

【ロードマップ】



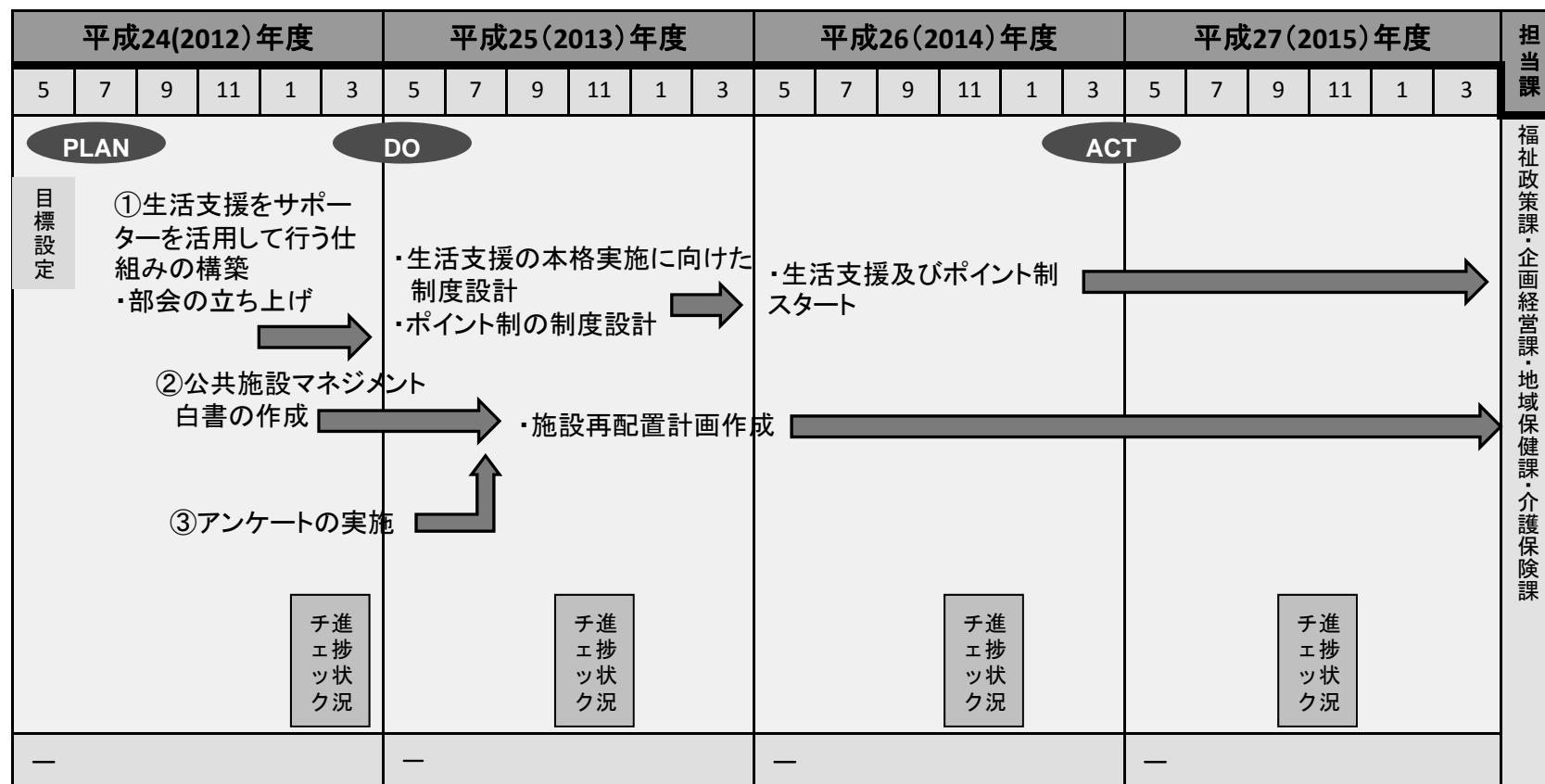
7-2 高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)

【理念・目的】

- ①高齢者と地域との絆が保たれるよう行政と民間が一体となり高齢者の安否を確認できるシステムを充実させる。見守りや給食サービスなど安否確認に寄与できる団体を支援し、育成する。
- ②団塊の世代も高齢者となった現在、世代ごとにそのニーズが多様化している現状をアンケート等の実施により把握する。把握したニーズに即したサービスの提供を行えるよう現行の高齢者施設のあり方を再検討する。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 見守り、<u>給食サービス</u>などの生活支援を市民自ら行う仕組みを構築<ul style="list-style-type: none">・元気でまっせ体操センターをはじめ元気な高齢者等を受け皿に団塊世代の地域デビューを支援2. 高齢者施設に限らず公共施設のあり方を検討する基礎資料として中学校区ごとにマネジメント白書を作成<ul style="list-style-type: none">・老朽した施設、インフラの更新経費が莫大であることを市民と共有し、資産のあり方などを検証3. アンケートを実施し、ニーズに即したサービスの提供を行えるよう高齢者施設のあり方を再検討
達成時期	<ol style="list-style-type: none">1. H24年度に部会を設置。実施に向けた仕組みを市民の意見を取り入れ、検討する。H25年度からは生活支援サービス等高齢者一般施策を所管する庁内組織を整理し、市民によるNPOの設立やポイント制の制度設計を行う。H26年度に本格スタート2. マネジメント白書は、「1-1市民会議」「6-4FM」と連携して進める。3. H24年度中にアンケートを実施、H25年度以降、マネジメント白書と連動してニーズを反映
政策手段	<ol style="list-style-type: none">1. 部会を設置し、具体的な内容を検討。ポイント制の導入検討や高齢者等に対し、見守り活動やボランティア活動の関わりについてアンケートを実施。「7-1高齢者デイワーク」とも連携2. マネジメント白書を作成し、FMや財産管理セクションの動きとも連動しながら市民会議でも議論3. アンケートの実施により、ニーズを把握

【ロードマップ】



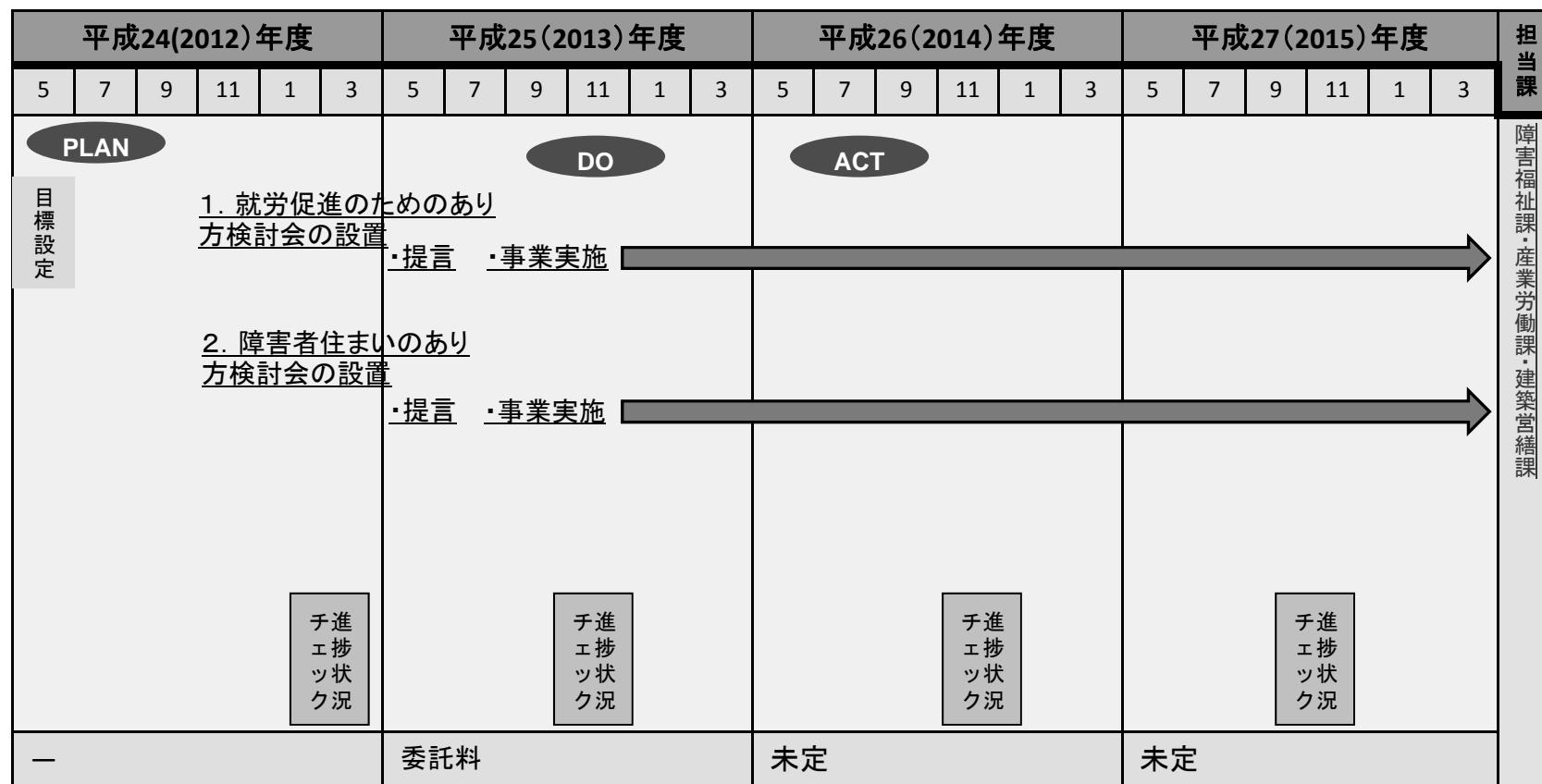
7-3 障害者の就業と住まいの場の確保

【理念・目的】

- ①障害のある人が安心して過ごせる地域社会の実現をめざす。
- ②障害のある人の就労支援の促進および住まいの場の確保により、自立と生きがいを促進する。

目標設定	<ul style="list-style-type: none"><u>1. 障害のある人の総合的な就労支援を促進</u><u>2. 障害のある人が地域で安心して暮らせるようグループホーム・ケアホームの整備を促進</u>
達成時期	<ul style="list-style-type: none"><u>1. H24年度中に検討会議を立ち上げ、同検討会からの提言に基づき、制度設計し、H25年度中に実施</u><u>2. H24年度中に検討会議を立ち上げ、同検討会からの提言に基づき、制度設計し、H25年度中に実施</u>
政策手段	<ul style="list-style-type: none"><u>1. 就労支援</u><ul style="list-style-type: none"><u>・当事者を含め、障害者の総合的な就労支援のあり方について検討する場を設ける。</u><u>・設計後は、障害者就労の支援機関などに委託なども視野に実施を図る。</u><u>2. 住まいの確保</u><ul style="list-style-type: none"><u>・当事者を含め、障害者の住まいのあり方について検討する場を設ける。</u><u>・公・民間わず幅広い住まいのあり方メニューを検討し、事業を実施する。</u>

【ロードマップ】



8. 医療に安心のまちづくり～病院の水平連携～

【現状と課題】

◆医療全般にわたる脆弱性

市民一人あたり病院数が類似団体、北河内地域よりも低く、一般診療所、歯科診療所でも同様の数値が見られます。当然医師数、薬剤師数も比例して低位にあり、全般的に医療については、脆弱性が見られます。

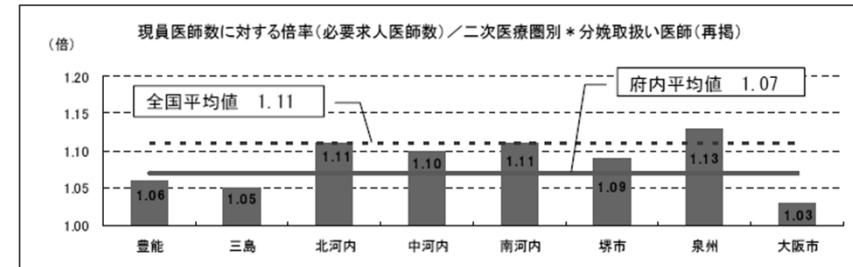
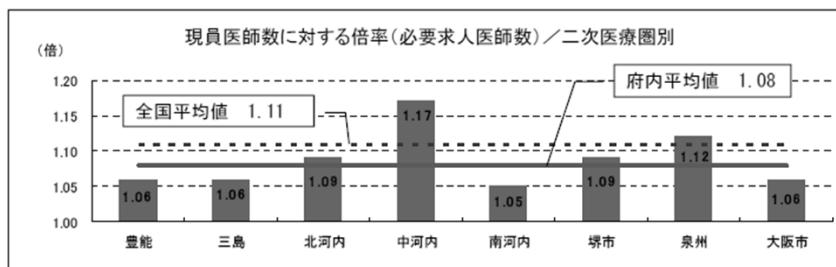
基礎データ

指標	単位	大東市	枚方市	守口市	寝屋川市	門真市	四條畷市	交野市	池田市	松原市	箕面市	河内長野市
市民1万人あたり病院数(H20)	施設	0.40	0.62	0.48	0.54	0.39	0.52	0.26	0.29	0.72	0.71	0.70
市民1万人あたり歯科診療所数(H20)	施設	4.21	4.73	5.73	5.24	4.8	3.83	4.26	6.21	4.87	5.26	5.63
市民1万人あたり医師数(H20)	人	13.99	23.62	44.95	13.11	15.65	18.99	9.02	23.74	18.15	20.27	21.12
市民1万人あたり薬剤師数(H20)	人	16.3	19.88	23.5	13.86	19.53	12.72	11.72	23.54	19.75	24.18	19.89
国保1人あたり実績医療費(H19)	円	371,611	401,179	408,354	387,359	353,881	388,586	409,125	423,747	394,272	391,978	451,177

(大東市地域活性化調査委託業務 報告書より)

◆必要求人医師数と現員医師数の実態

- ・診療機能を維持するために確保しなければならない医師数のうち、求人しているにも関わらず充足されていない医師数（必要求人医師数）の状況をみると、北河内地域は、府内平均に比べ、充足率が低い。
- ・特に、分娩を取り扱う医師の充足率が低い。



(平成22年 厚生労働省「病院等における必要医師数実態調査」より)

調査時点は平成22年6月1日現在

◆小児科、産婦人科医院数（大東市、四條畷市）

- ・全国的にも減少が懸念されている小児科および産婦人科医院は、本市においても多いとはいえない状況。
- ・平成24年4月現在の小児科数は、大東市6医院、四條畷市2医院。産婦人科数は、大東市3医院、四條畷市2医院。

◆健診受診率

- ・特定健診実施率は、ほぼ横ばいだが、特定保健指導の実施率は、増加傾向

◆がん検診受診率

- ・本市のがん検診受診率は、僅かながら増加の傾向にあるが、府内でも低い。
- ・特に肺がん検診は1.20%、胃がん検診は3.40%の受診率。平成20年では、府内で最も少ない受診率であった。

肺がん検診

対象者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	26884	26884	26884	
検診受診者	数(人)	311	273	331
率(対象者に占める割合)	1.20%	1.00%	1.20%	

胃がん検診

対象者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	26884	26884	26884	
検診受診者	数(人)	541	839	903
率(対象者に占める割合)	2.00%	3.10%	3.40%	

大腸がん検診

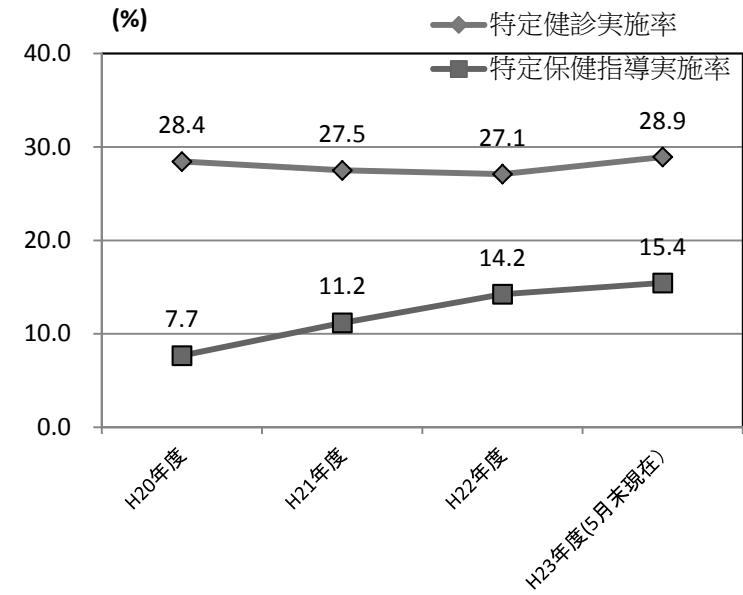
対象者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	26884	26884	26884	
検診受診者	数(人)	3029	3254	4109
率(対象者に占める割合)	11.30%	12.10%	15.30%	

子宮頸がん検診

対象者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	25426	25426	25426	
検診受診者	数(人)	4335	4706	4230
率(対象者に占める割合)	28.60%	33.70%	33.40%	

(地域保健課資料)

【健診受診率】



(地域保健課資料)
※対象者数=市区町村人口-(就業者数-農林水産業従業者数)
平成17年国勢調査の統計より算出

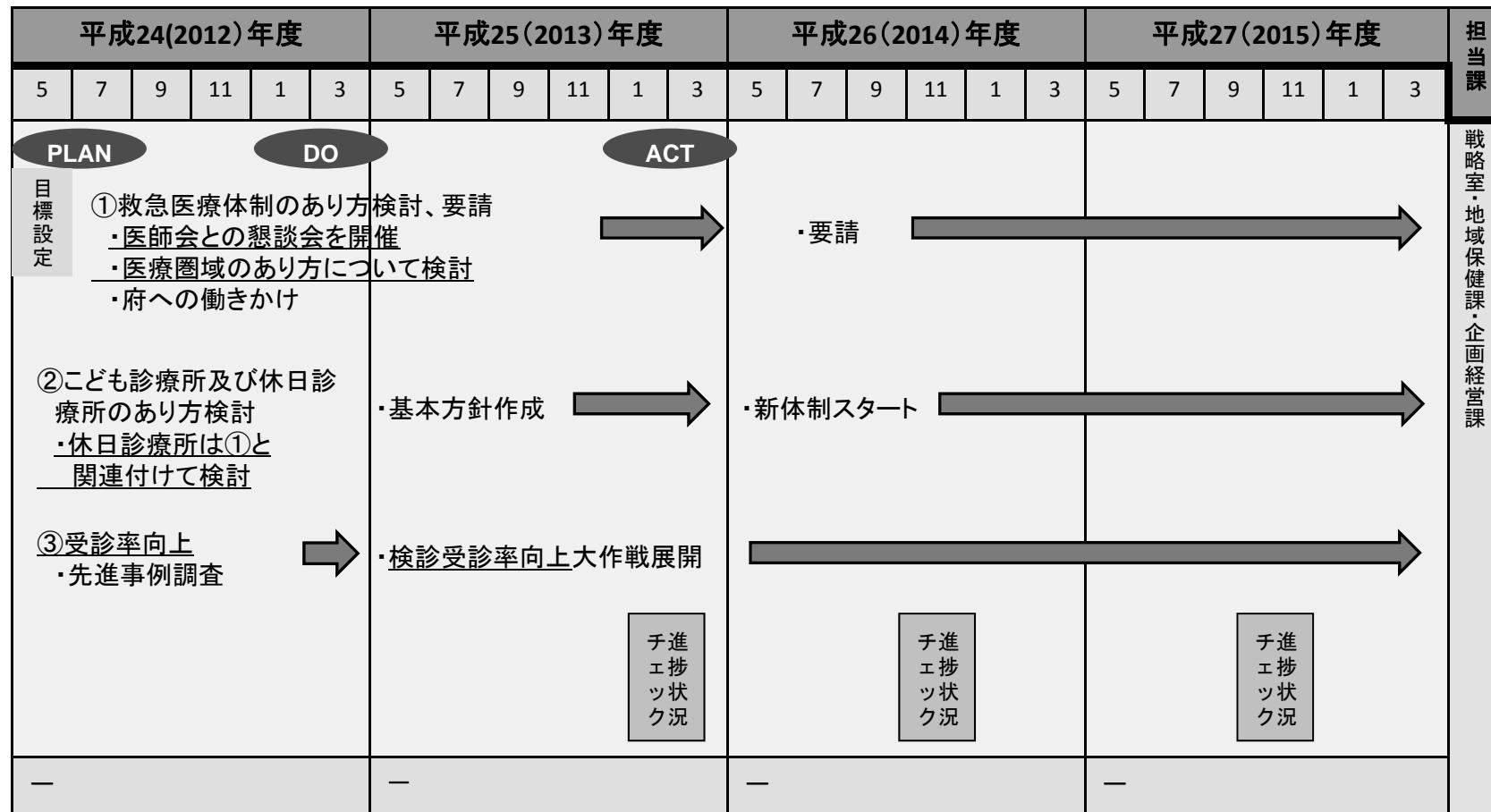
8-1 地域医療との連携

【理念・目的】

- ①医師会と連携し、小児救急をはじめとする救急医療体制の充実を図る。
- ②健康診査及び検診の受診率を向上させるため、市内の医療施設の連携を図り、市民の健康維持に努める。

目標設定	<ol style="list-style-type: none">1. 医師会とのより一層の連携を深めて、少子高齢社会における地域医療のあり方について本市として検討し、大阪府等の関係機関に要請2. 小児救急医療体制については、北河内地域としての一定の体制整備がなされたところではあるが、本市としての不便さは否めないことから、医師会や大阪府との連携により、医療圏の<u>あり方</u>を含めて本市として提言できるよう働きかけ3. 子ども診療所及び休日診療所のあり方について、早急に検討し、その方向性を決定4. 健康診査等の受診率が高い市町村の先進例の調査を行い、本市として活用できる受診率向上対策を策定し、実施
達成時期	<ul style="list-style-type: none">・1. 2. 四條畷市とも調整して早期に開催・3. H24年度中に府内議論を取りまとめて基本方針を策定し、関係機関と調整。・4. H24年度中に調査・検討し、H25年度から推進
政策手段	<ul style="list-style-type: none">・医師会との定期的な懇談会の開催・子ども診療所及び休日診療所のあり方基本方針の策定 (あらゆる選択肢を排除せず、廃止、公設、指定管理などを検討)・「健診受診率向上大作戦」の展開

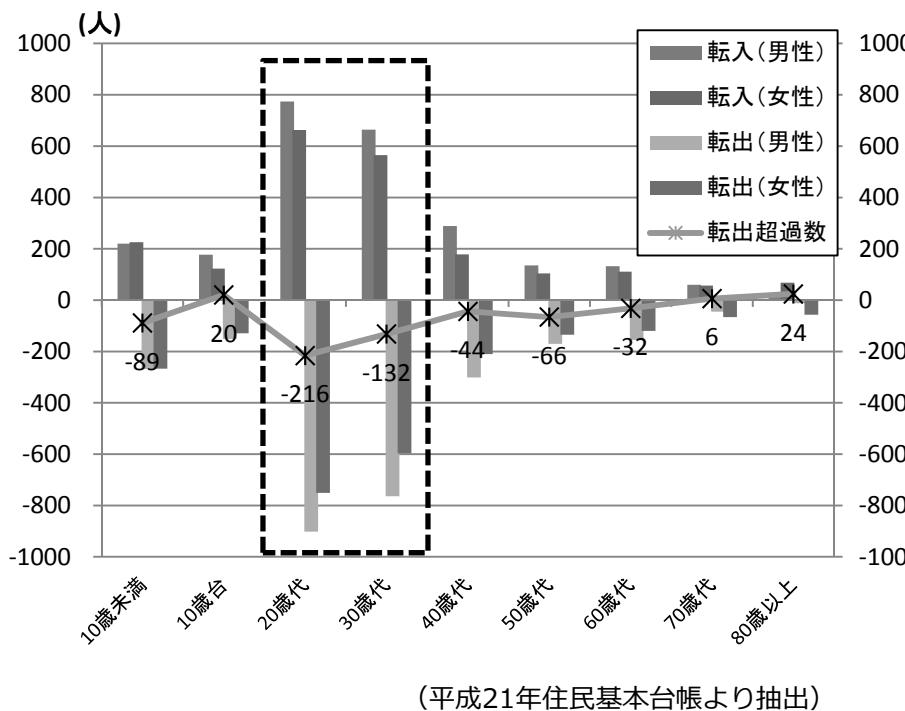
【ロードマップ】



関連資料

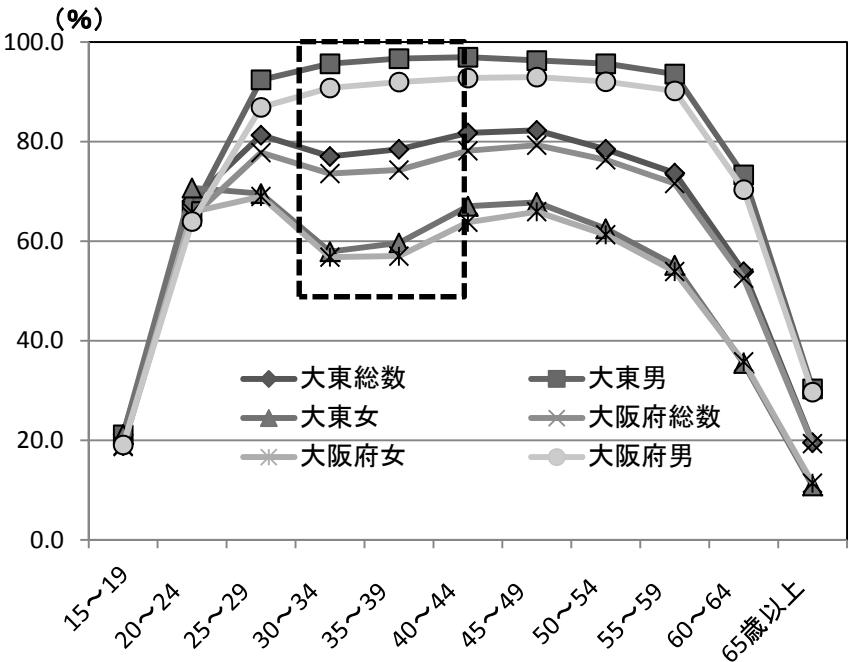
◆転入・転出者状況（年齢別）

- ・全体として、転出超過にあるが、特に20～30歳代の転出が顕著



◆労働力率

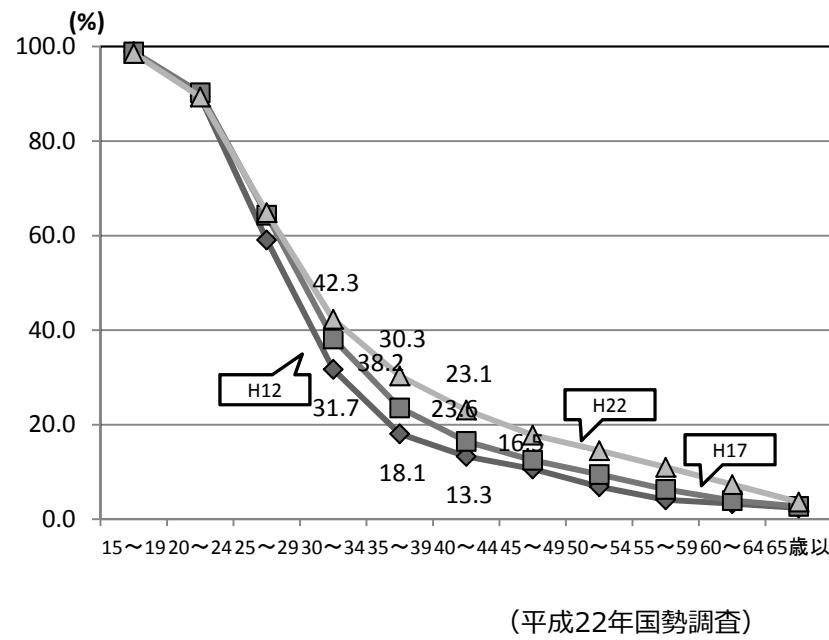
- ・大阪府に比べて本市の労働力率は各年代で高い値
- ・女性の25～29歳の労働力率は、大阪府の値との差が小さく、子育て期の離職が高い



*労働力率：労働力人口(就業者と完全失業者を合わせた人口)/15歳以上人口×100
(平成17年国勢調査)

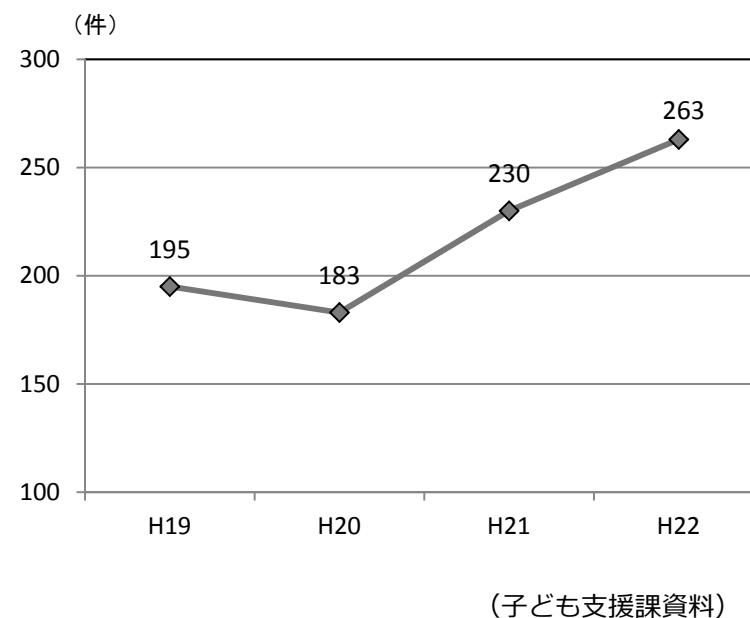
◆未婚率の推移

- 30~44歳の未婚率は、この10年間で10ポイント以上も高くなり、全国的な傾向と同様、本市においても未婚化、晩婚化が進んでいる



◆児童虐待件数（被虐児童把握数）

- 児童虐待件数は増加傾向
- 潜在的な事案が、相談制度の充実によって顕在化してきたという側面と、件数そのものが増加してきたという側面あり



◆主な子育て支援施設

- 南郷子育て支援センター
- 四条子育て支援センター
- キッズプラザ
- H23年度3館の延べ利用数:46,099人
- つどいの広場（5か所）
- 平成23年度述べ利用数：13,967人

◆療育センター北河内設置状況

- 枚方市幼児療育園
- 門真市機能支援センター
- 寝屋川市あかつき・ひばり園
- 守口市わかくさ・わかたけ園
- 交野市機能支援センター
- 四條畷市くすの木園

◆大東市保育圏域図・保育所設置図



◆主な計画一覧

計画名称	分野
大東市人権行政基本方針	人権
大東市同和行政基本方針	人権
第3次大東市男女共同参画社会行動計画	人権
大東市市民と行政との協働指針	協働
大東市行財政改革プランⅡ	行革
大東市地域防災計画	危機管理
大東市国民保護計画	危機管理
大東市人材育成基本方針	人材育成
大東市次世代育成支援対策行動計画「子ども夢プランⅢ」	福祉
第4期大東市総合介護計画	福祉
健康大東21	福祉
大東市地域福祉計画(第2期)	福祉
第3次大東市障害者長期計画	福祉
大東市障害福祉計画(第2期)	福祉
大東市地域就労支援事業指針	福祉
大東市次世代育成支援対策行動計画「子ども夢プランⅢ」	福祉
大東市都市計画に関する基本的な方針	まちづくり
大東市交通バリアフリー基本構想	まちづくり
大東市住宅マスターPLAN	まちづくり
大東市営住宅ストック総合活用計画	まちづくり
大東市住宅・建築物耐震改修促進計画	まちづくり
大東市緑の基本計画	まちづくり
野崎駅周辺整備基本構想	まちづくり
四条畷駅周辺整備基本構想	まちづくり
都市再生整備計画(野崎南・寺川地区)	まちづくり
大東市水路総合利用基本計画	まちづくり
大東市水道ビジョン	水道
大東市産業振興ビジョン	産業
大東市環境基本計画	環境
第3期大東市一般廃棄物処理基本計画	環境
大東市における環境教育・環境学習の推進方針	環境
大東市食育推進計画	教育
大東市教育ビジョン	教育
大東まなびの文化創造プラン	生涯学習

(第4次大東市総合計画資料より作成)

◆大東市学校区一覧

小学校校区一覧表

学校名	町 名	児童数
南郷	太子田1~3丁目 赤井2・3丁目 南郷町 氷野4丁目	632
住道北	住道1・2丁目 赤井1丁目 浜町 三住町 幸町 深野南町 谷川1・2丁目 曙町	417
住道南	大野1・2丁目 末広町 扇町 川中新町 新町 栄和町	528
四条	野崎1~4丁目 寺川1~5丁目 中垣内1~6丁目 龍間	575
四条北	北新町 明美の里町 北楠の里町 西楠の里町 中楠の里町 南楠の里町 津の辺町	408
深野	深野1~5丁目(深野2丁目6~8街区と深野3丁目28・29 街区は除く)、緑が丘1・2丁目 平野屋新町	507
北条	北条1~7丁目 学園町 錦町	488
氷野	大東町 氷野1~3丁目 御領1~4丁目	777
泉	御供田1~5丁目 泉町1・2丁目 平野屋1・2丁目 ¹ 南新田1・2丁目 中垣内7丁目	592
諸福	諸福1~8丁目 新田本町 新田東本町 新田西町 新田中町 新田旭町 新田境町 新田北町	659
灰塚	灰塚1~6丁目 朋来1・2丁目 三洋町	609
深野北	南津の辺町 深野2丁目6~8街区 深野3丁目28・29街区 深野北1~5丁目	235
三箇	三箇1~6丁目	486

中学校区一覧表

学校名	町 名	生徒数
南郷	御領1~4丁目 氷野1~4丁目 赤井2・3丁目 太子田1~3丁目 南郷町 大東町	609
住道	浜町 赤井1丁目 住道1・2丁目 新町 末広町 栄和町 扇町 御供田1~5丁目 泉町1・2丁目 平野屋1・2丁目 ¹ 中垣内7丁目 南新田1・2丁目 大野1・2丁目 川中新町	627
四条	野崎1~4丁目 寺川1~5丁目 中垣内1~6丁目 龍間	364
深野	北新町 明美の里町 北楠の里町 西楠の里町 中楠の里町 南楠の里町 津の辺町 南津の辺町 深野北1~5丁目 ¹ 深野2~4丁目 三箇4~6丁目	592
北条	学園町 錦町 北条1~7丁目	291
谷川	三箇1~3丁目 深野1・5丁目 曙町 緑が丘1・2丁目 ¹ 谷川1・2丁目 平野屋新町 三住町 幸町 深野南町	462
諸福	諸福1~8丁目 新田本町 新田東本町 新田西町 新田中 町 新田旭町 新田境町 新田北町	332
大東	灰塚1~6丁目 朋来1・2丁目 三洋町	379

平成24年5月1日現在（教育政策室・学校管理課資料）